

令和6年度第5回岐阜市一般廃棄物処理施設用地選定委員会 議事次第

日 時 令和6年9月20日（金）
13時00分～14時00分（予定）
場 所 岐阜市役所10階 10-2会議室

1 開会

2 報告及び審議事項

次期最終処分場建設候補地選定 資料1

3 閉会

【配付資料】

議事次第（本紙）

座席表及び委員名簿

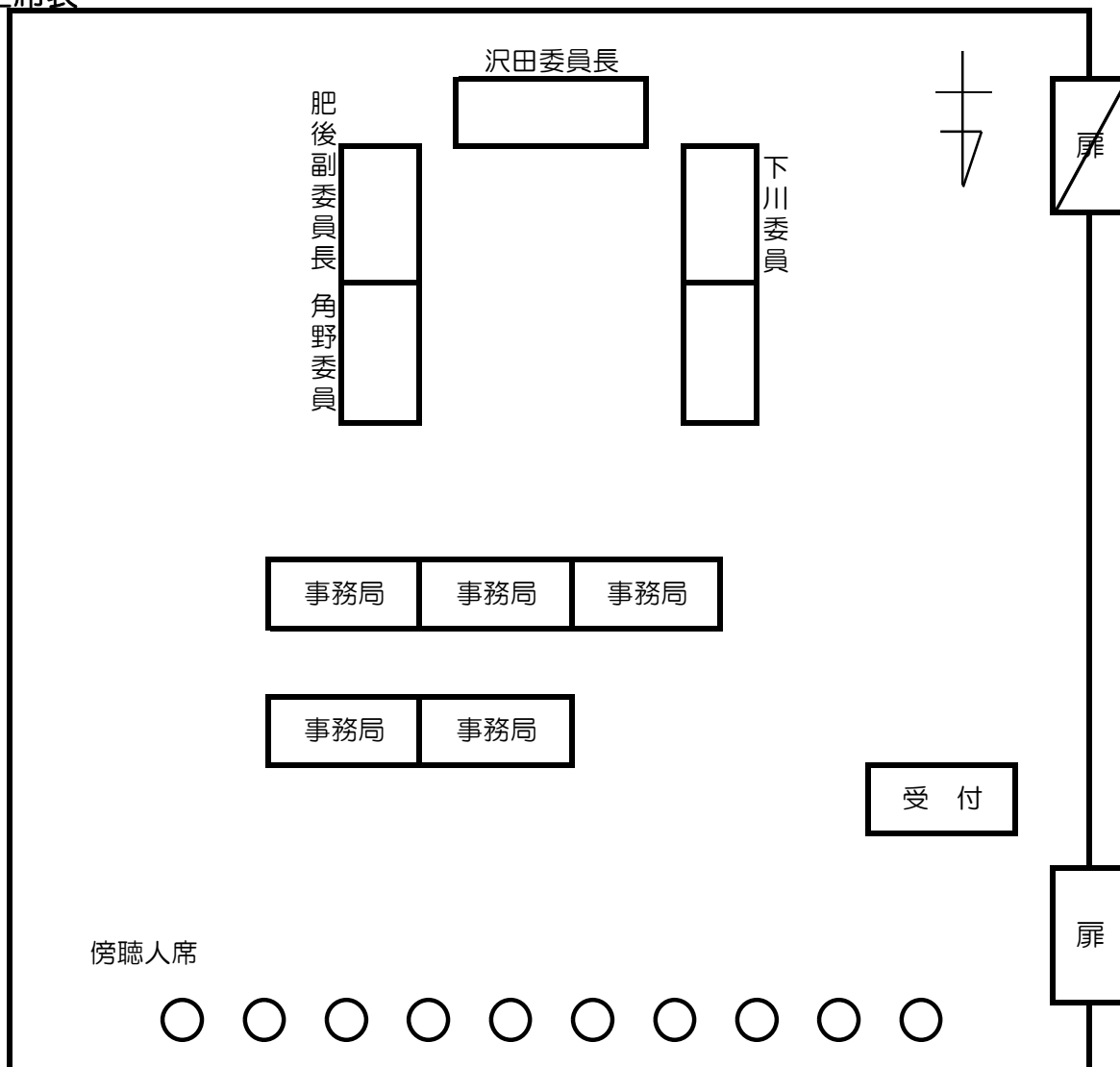
岐阜市一般廃棄物処理施設用地選定委員会規則

資料1 次期最終処分場建設候補地選定（案）

《第5回岐阜市一般廃棄物処理施設用地選定委員会 座席表及び委員名簿》

令和6年9月20日（金）13:00～
岐阜市役所10階 10-2会議室

座席表



委員名簿

所 属	役 職	氏 名
岐阜大学 工学部附属インフラマネジメント技術研究センター	教 授	沢田 和秀
岐阜中央森林組合	専務兼支所長	下川 吾朗
岐阜工業高等専門学校 環境都市工学科	教 授	角野 晴彦
岐阜大学社会システム経営学環	特任教授	肥後 睦輝

（50音順・敬称略）

○岐阜市一般廃棄物処理施設用地選定委員会規則

平成28年3月25日

規則第22号

改正 令和6年3月31日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市附属機関設置条例（平成25年岐阜市条例第7号）第3条の規定に基づき、岐阜市一般廃棄物処理施設用地選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等が推薦する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る調査及び審議が終了するまでとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境部環境施設課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第4号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規則第11号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

次期最終処分場建設候補地選定
(案)

令和6年9月

岐阜市

岐阜市一般廃棄物処理施設用地選定委員会

< 目次 >

第1章 基本条件の整理	1-1
1.1 基本条件の整理	1-1
(1) 最終処分場の変遷	1-1
(2) 大杉一般廃棄物最終処分場の残余年数	1-2
(3) 次期最終処分場の必要性	1-2
1.2 施設整備の基本方針	1-3
(1) 基本的計画事項	1-3
(2) 必要面積の算定	1-4
1.3 基本条件のまとめ	1-4
第2章 建設候補地の選定方法	2-1
第3章 立地回避区域の設定	3-1
3.1 法規制の整理等	3-1
3.2 立地回避区域と建設可能区域の明確化	3-2
第4章 建設候補地の一次選定	4-1
4.1 選定条件	4-1
(1) 面積条件	4-1
(2) 地形条件	4-1
(3) その他立地条件	4-1
4.2 候補地の抽出	4-1
第5章 建設候補地の二次選定	5-1
5.1 二次選定の評価項目	5-1
5.2 二次選定の評価方法	5-1
5.3 二次選定の評価結果	5-2

第 6 章 建設候補地の三次選定	6-1
6.1 配置検討	6-2
6.2 配置検討結果	6-4
6.3 三次選定の評価項目	6-8
6.4 三次選定の評価方法	6-8
6.5 三次選定の評価基準	6-9
6.6 各評価項目の評価	6-10
(1) 土地利用	6-10
(2) 土地所有者	6-12
(3) 地形の状況	6-13
(4) 地質の状況	6-15
(5) 希少動植物の確認状況	6-16
(6) 自然の改変度	6-18
(7) 集水面積	6-20
(8) 生活環境への影響	6-22
(9) 公共施設等（学校・病院等）との距離	6-24
(10) 運搬効率	6-26
(11) 施工性	6-28
(12) 施設整備費・維持管理費	6-29
6.7 三次選定の評価結果	6-31
6.8 次期最終処分場建設候補地選定結果	6-33

第1章 基本条件の整理

1.1 基本条件の整理

岐阜市（以下、本市といいます）の次期最終処分場の建設候補地選定を行うために、施設の規模、構成等について岐阜市次期最終処分場整備基本構想（令和5年3月）に基づき、基本条件を整理しました。

(1) 最終処分場の変遷

これまで本市が建設した最終処分場を表1-1及び図1-1に示します。

現在運用している処分場は、市北東部の三輪北地区に位置する大杉一般廃棄物最終処分場です。

表1-1 最終処分場、最終処分場跡地

	名 称	埋立期間	埋立容量	敷地面積
①	佐野処分場跡地	[S54.4～S62.6] 8年	126,227 m ³	29,800 m ²
②	阿原沖最終処分場跡地	[S54.4～H10.3] 19年	163,000 m ³	30,789 m ²
③	奥処分場跡地	[S61.5～H9.3] 11年	158,000 m ³	40,067 m ²
④	北野阿原一般廃棄物最終処分場	[H7.9～H24.6] 17年	283,000 m ³	70,930 m ²
⑤	大杉一般廃棄物最終処分場	[H24.1～]	270,000 m ³	75,000 m ²



図1-1 最終処分場及び最終処分場跡地の位置図

(2) 大杉一般廃棄物最終処分場の残余年数

大杉一般廃棄物最終処分場の埋立量の実績値は令和 3 年度時点で 114,347m³で約 43%の埋立率となっています。残余年数は、最短で令和 16 年度頃、最長で令和 18 年度頃と算定されています。

出典：岐阜市次期最終処分場整備基本構想 P14

(3) 次期最終処分場の必要性

環境への負荷低減を目指した「循環型社会」を形成するには、一般廃棄物は可能な限り資源として循環させる必要があります。しかし、本市は人口規模が大きく、資源化の取り組みには莫大な費用を要することから、現段階としては、新たな最終処分場を確保し、安定した一般廃棄物処理に努めることが重要になります。

また、最終処分場は、大規模災害時の災害廃棄物受け入れやその処分場として有効に活用できる施設であり、国では廃棄物処理施設整備計画(平成 30 年 6 月 19 日閣議決定)において、一般廃棄物最終処分場の残余年数は、平成 29 年度の水準を維持することを目標としており、このような側面から次期最終処分場の整備が必要です。

1.2 施設整備の基本方針

本市の一般廃棄物処理施設は、5つの基本方針を柱に整備計画を進めており、次期最終処分場整備事業もこれに準ずるものとします。

〈方針1〉安全・安心かつ安定的な処理が可能な施設

- ・平常時も、災害時も、安定した処理を継続的に行うことができる施設
- ・地域や作業環境にとって、安全性が確保された施設

〈方針2〉環境にやさしく、地域と調和した施設

- ・温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー消費を抑えた環境負荷の小さい施設
- ・周辺の環境と調和がとれ、一体的な空間整備がされた施設

〈方針3〉循環型社会に寄与する開かれた施設

- ・ごみ処理の流れを自由に見学、体感でき、循環型社会に対する意識の向上を図ることができる施設
- ・周辺環境測定を定期的の実施し、情報を発信する施設

〈方針4〉経済性に優れた施設

- ・計画や建設、維持管理、埋め立て跡地の利活用に至るまでライフサイクルコストの低減を意識した施設

〈方針5〉災害に対して強靱で、防災拠点として活用できる施設

- ・施設の堅牢性を確保し、災害に対して強靱な施設
- ・災害時に災害廃棄物処理の拠点施設として活用できる施設

出典：岐阜市次期最終処分場整備基本構想 P21

(1) 基本的計画事項

基本的計画事項を表 1-2 に示します。計画埋立容量は、188,000m³とします。

表1-2 基本的計画事項の設定

項目	概要
計画目標年次	埋立開始から 15 年間
埋立対象物	焼却残渣※及び災害廃棄物等
計画埋立容量	188,000m ³

※羽島衛生施設組合の岐阜市分の焼却残渣は除く

出典：岐阜市次期最終処分場整備基本構想 P22

(2) 必要面積の算定

必要面積は「岐阜市次期最終処分場整備基本構想」に基づき、以下に示すとおり 6 ha を基本とします。

① 計画埋立容量	÷ 平均埋立高 ^{※1}	= 埋立面積
188,000 m ³	÷ 8 m	= 23,500 m ²
② 埋立面積	× 2.3 倍 ^{※2}	= 敷地面積 (= 必要面積)
23,500 m ²	× 2.3 倍	= 54,050 m ² ≒ 6 ha (60,000 m ²)

※1：平均埋立高 8 m とは「岐阜市次期最終処分場整備基本構想 p38 より」環境省「令和 2 年度一般廃棄物実態調査結果（令和 4 年 4 月 20 日公表）から、相関図前提条件を満足する 148 箇所の最終処分場について、埋立規模と平均埋立高の関係を分析した結果。

※2：2.3 倍とは「岐阜市次期最終処分場整備基本構想 p40 より」大杉一般廃棄物最終処分場の埋立面積 33,000 m² に対して約 2.3 倍の敷地面積 75,000m² を有していることから設定。

1.3 基本条件のまとめ

本章で検討した基本条件のまとめを整理し、表 1-3 に示します。

表1-3 基本条件まとめ

項目	概要	備考
埋立期間	埋立開始から 15 年間	「廃棄物最終処分場の性能に関する指針（平成 14 年 11 月改定）/環境省」に従い 15 年間と設定
埋立対象物	焼却残渣及び災害廃棄物等	羽島衛生施設組合の岐阜市分の焼却残渣は除く
計画埋立容量	188,000m ³	—
敷地面積	6 ha (60,000m ²)	大杉一般廃棄物最終処分場の埋立面積と敷地面積の割合（2.3 倍）を採用
大杉一般廃棄物最終処分場の残余期間	最短で令和 16 年度頃完了見込み (最長で令和 18 年度頃)	—

第2章 建設候補地の選定方法

建設候補地の選定方法を図 2-1 に示します。

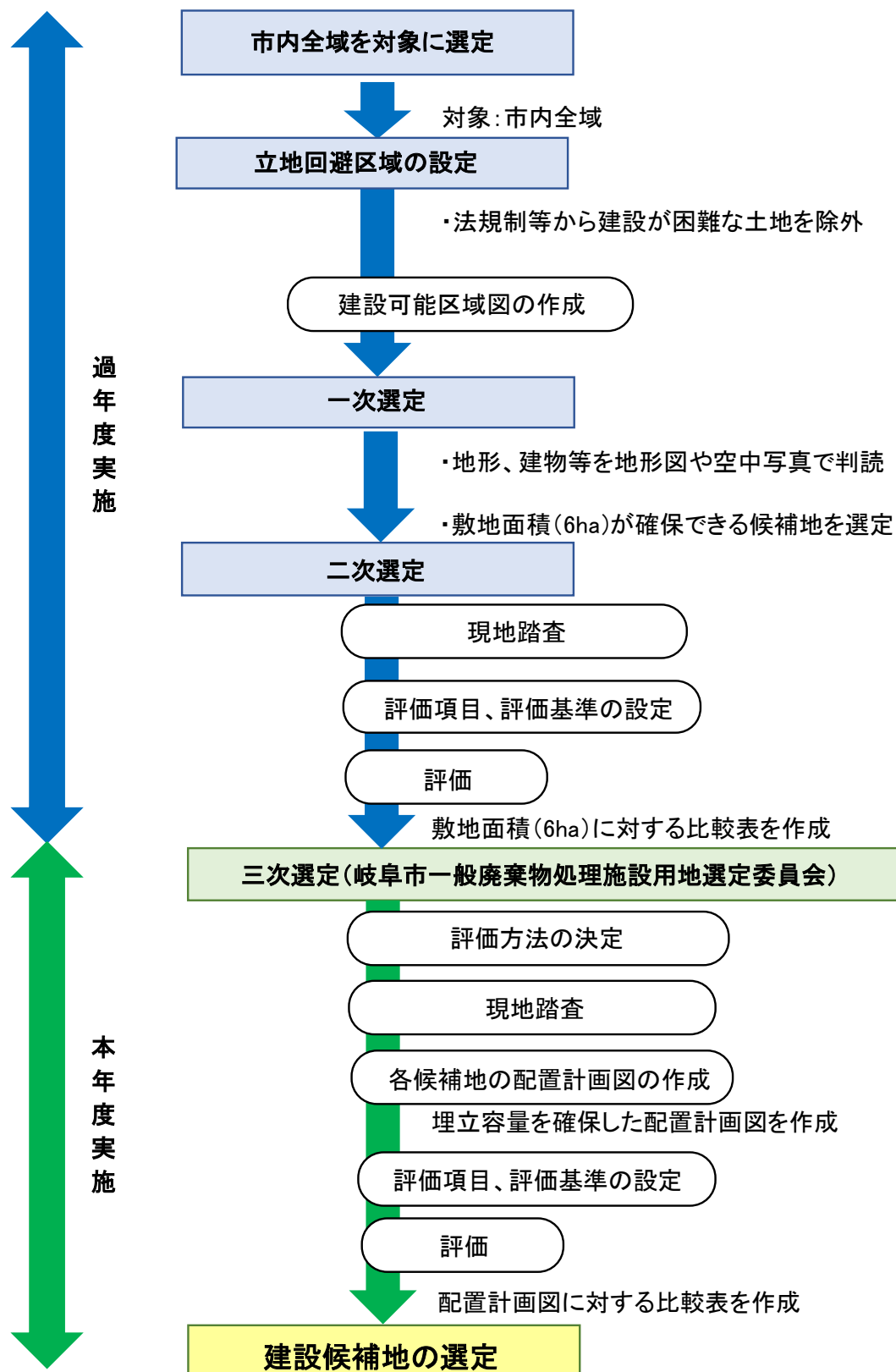


図2-1 建設候補地の選定方法

第3章 立地回避区域の設定

3.1 法規制の整理等

法規制等の整理は、最終処分場の技術指針である「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版」全国都市清掃会議 P47（以下、設計要領といいます）より、土地利用上の法規制分類例に基づき、①土地利用計画画、②自然環境保全、③防災面の情報を収集・整理し、該当の有無と立地回避区域の指定を行いました（表 3-1）。

なお、図化が困難な項目（保存樹林や河川区域）は、候補地抽出後確認する項目としました。

また、上記の文献に含まれない法規制等を、本市の地域特性を踏まえて情報を収集・整理し、合わせて該当の有無と立地回避区域の指定を行いました（表 3-2）。

表3-1 立地回避区域の法規制整理表（文献項目）

大区分	地域区分	番号	用地区分	根拠法令等	区分	市該当	立地回避区域に指定(○)	候補地抽出後確認	
①土地利用計画面	都市区域	1	市街化区域	都市計画法	A	あり	－		
		2	市街化調整区域	都市計画法	A	あり	－		
		3	用途地域	都市計画法	A	あり	－		
		4	景観地区	都市計画法	A	なし			
		5	風致地区	都市計画法	A	あり	－		
		6	歴史的風土特別保存地区	古都における歴史的風土の保存に関する特別処置法	C	なし			
		7	生産緑地地区	生産緑地法	A	あり	－		
		8	史跡・名勝・天然記念物	文化財保護法	C	あり	○		
		9	伝統的建造物群保存地区	文化財保護法	C	なし			
	農業地域	10	農地・採草放牧地	農地法	A	あり	－		
		11	農業振興地域 (農業振興地域内農用地区域内農地)	農振青地	農業振興地域の整備に関する法律	B	あり	－	
		12				－			
		13		農振白地	農業振興地域の整備に関する法律	A	あり	－	
		14		(農業振興地域内農用地区域外農地)			－		
	森林	15	国有林	森林法	C	あり	○		
		16	民有林	森林法	B	あり	－		
		17	保安林	森林法	C	あり	○		
②自然環境保全	自然公園地域	18	国立及び国定公園	自然公園法	C	なし			
		19	都道府県立公園	自然公園法	B	なし			
		21	都市公園	都市公園法	B	あり	○		
	自然環境保全地区	22	緑地保全地域	都市緑地法	A	なし	－		
		23	近郊緑地保全地区	〇〇圏近郊緑地保全法	A	なし	－		
		24	原生自然環境保全地区	自然環境保全法	C	なし	－		
		27	鳥獣特別保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	C	あり	○		
28	保存樹林	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	C	あり	○	■ 詳細な位置が公開されていないため			
③防災面		29	河川区域	河川法	B	あり	○	■ 河川と隣接した候補地を選定した場合に確認する	
		30	地すべり防止区域	地すべり等防止法	B	なし			
		31	砂防指定地	砂防法	B	あり	○		
		32	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	B	あり	○		
		33	宅地造成工事規制区域	宅地造成及び特定盛土規制法	B	あり	○		
A	・開発規制の解除が当該市町村長の裁量の範囲で可能なもの ・最終処分場建設の場合は規制が適用されないもの			凡例： 該当なし 立地回避区域図に反映済み					
B	・開発規制の解除に当たり都道府県知事の許可を要するもの ・国の許可を要するが手続きが比較的穏やかなもの								
C	・国の許可を要するもの ・重要な施設等で撤去および移設が物理的に困難なもの								

表3-2 立地回避区域の法規制整理表（本市の地域特性）

大区分	番号	用地区分	根拠法令等	市該当	立地回避区域に指定(○)	候補地抽出後確認
①防災面	34	災害危険区域	建築基準法	あり	○	
	35	土砂災害警戒区域(イエローゾーン)	土砂災害防止法	あり	—	
	36	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)	土砂災害防止法	あり	○	
	37	地すべり防止区域	地すべり等防止法	なし		
	38	土砂災害危険箇所(以下細目)	建設省砂防課長通達(昭和41年10月14日)			
		土石流危険渓流		なし		
		土石流危険区域		あり	○	
		土石流危険渓流主流路		なし		
		土石流危険渓流氾濫開始点		なし		
		急傾斜地崩壊危険箇所		あり	○	
		急傾斜地崩壊危険区域		なし		
		地すべり危険箇所		なし		
		地すべり危険区域		なし		
		地すべり氾濫区域		なし		
		地すべり湛水域		なし		
		雪崩危険箇所		なし		
	39	活断層	—	あり	○	
	40	津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律	なし		
	41	洪水浸水想定区域	水防法	あり	○	
	42	高潮浸水想定区域	水防法	なし		
	43	浸水被害防止区域	特定都市河川法	なし		
	44	河川保全区域	河川法	あり	○	河川と隣接した候補地を選定した場合に確認する
②土地利用	44	都市計画道路などの都市施設(整備予定)	都市計画法	あり	○	
	45	景観計画区域	景観法	あり	市全域が区域であるが、最終処分場を建設できない規制ではないため立地回避区域には指定しない。	
	46	航空障害物制限区域	航空法	なし		
	47	伝搬障害防止区域	電波法	あり	該当施設に近接した候補地を選定した場合に確認する	■
	48	送電線離隔距離	電気事業法	あり		■
	49	農業農村整備事業実施地区	—	あり	○	
	50	埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	あり	○	
	51	ものづくり産業集積地	—	あり	○	
③自然環境保全	52	岐阜薬科大学整備候補地	—	あり	○	
	53	県自然環境保全地域	自然環境保全法	なし		
④水環境保全	54	緑地環境保全地域	自然環境保全法	なし		
	55	水道水源特定保全地域	岐阜県水源地域保全条例	あり	○	
⑤生活環境保全	56	病院	—	あり	○	
	57	学校	—	あり	○	
	58	社会福祉施設	—	あり	○	

凡例： ■ 該当なし
 立地回避区域図に反映済み

3.2 立地回避区域と建設可能区域の明確化

法規制区域等を国土地理院地図に展開し、立地回避区域を整理したものを図3-1に、立地回避区域を単色(赤色)となるよう統合したものを図3-2に示します。

市内において、立地回避区域にかからない白地部分(色の付いていない部分)を建設可能区域とします。

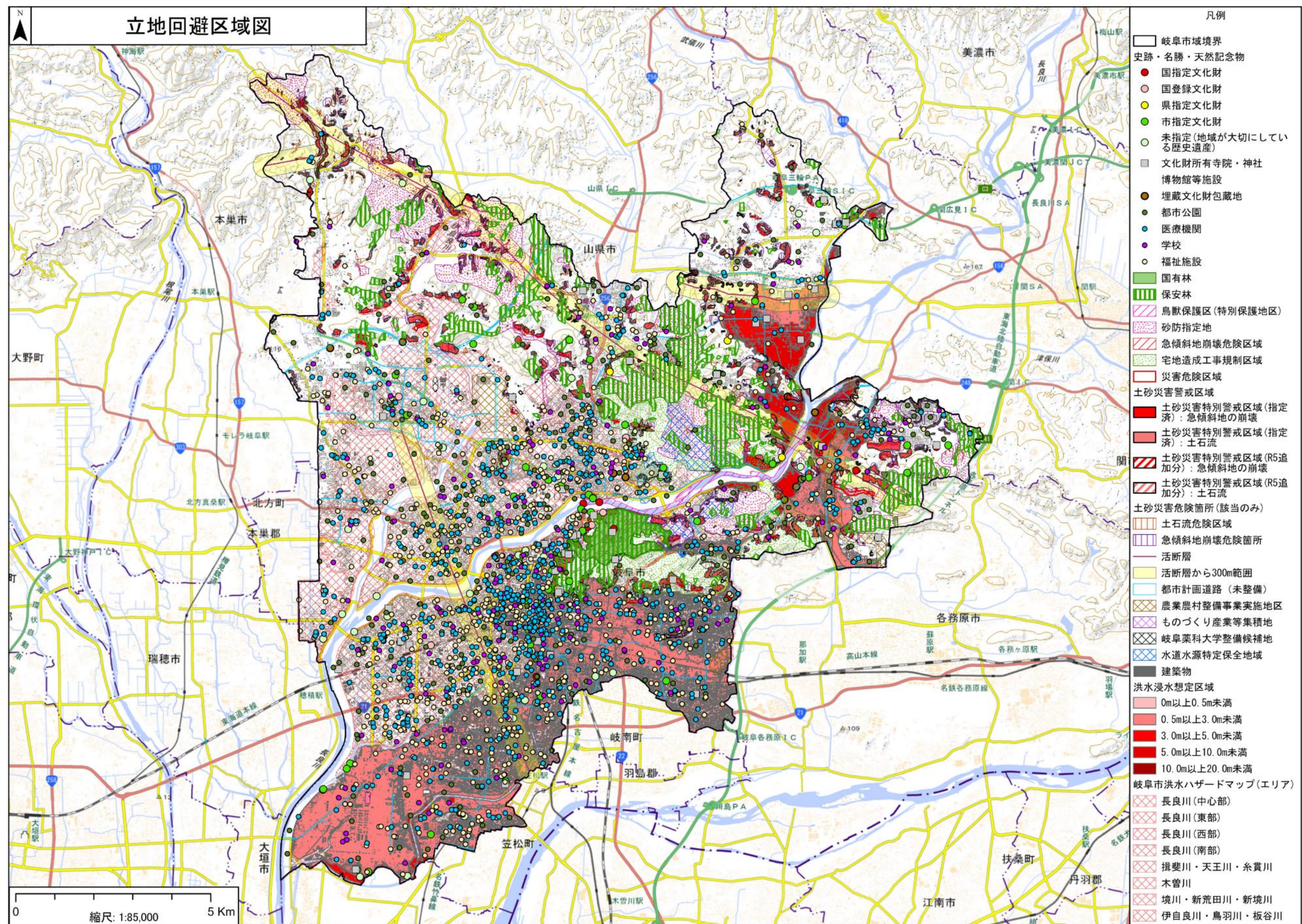


図3-1 法規制等に基づく立地回避区域図

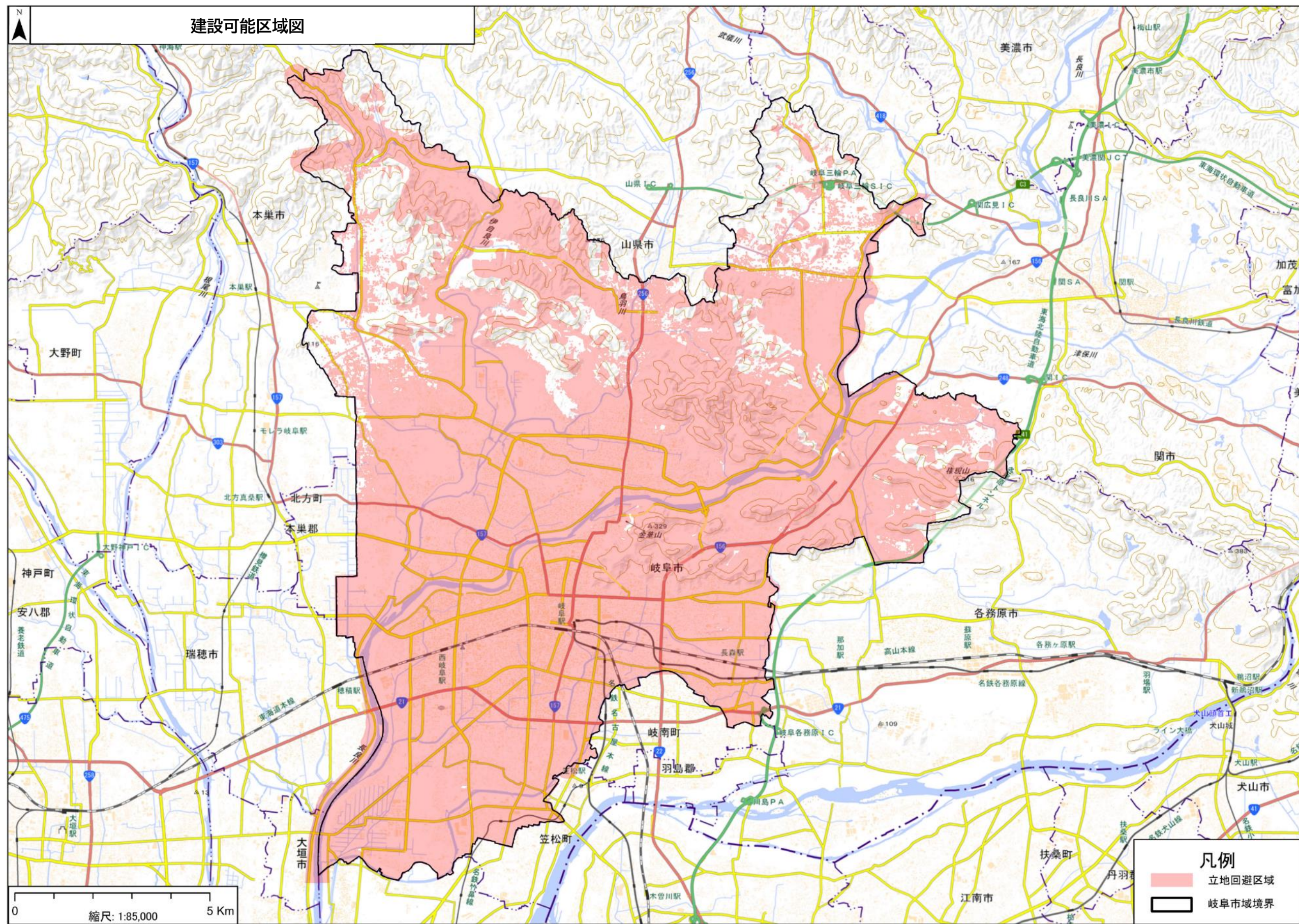


図3-2 建設可能区域図（岐阜市内白地部分）

第4章 建設候補地の一次選定

前章で設定した「図 3-2 建設可能区域図」に基づき、第 1 章で設定した必要面積（6 ha）が確保可能となる範囲を建設候補地として選定しました。

4.1 選定条件

選定条件は以下に示すとおりです。

(1) 面積条件

第 1 章に基づき、敷地面積 6 ha を目安とします。

(2) 地形条件

国土地理院地図の地形図から谷や沢及び平坦部について、最終処分場の造成が可能な範囲を候補地として抽出しました。

(3) その他立地条件

地図や空中写真で視認できる建築物、湖沼、トンネル等の直上及び送電線の直下は、最終処分場の建設に支障となるため、該当の施設がある場合は候補地として抽出せずに除外しました。

4.2 候補地の抽出

建設候補地の一次選定では 7 箇所抽出しました。候補地の抽出結果を図 4-1 に示します。

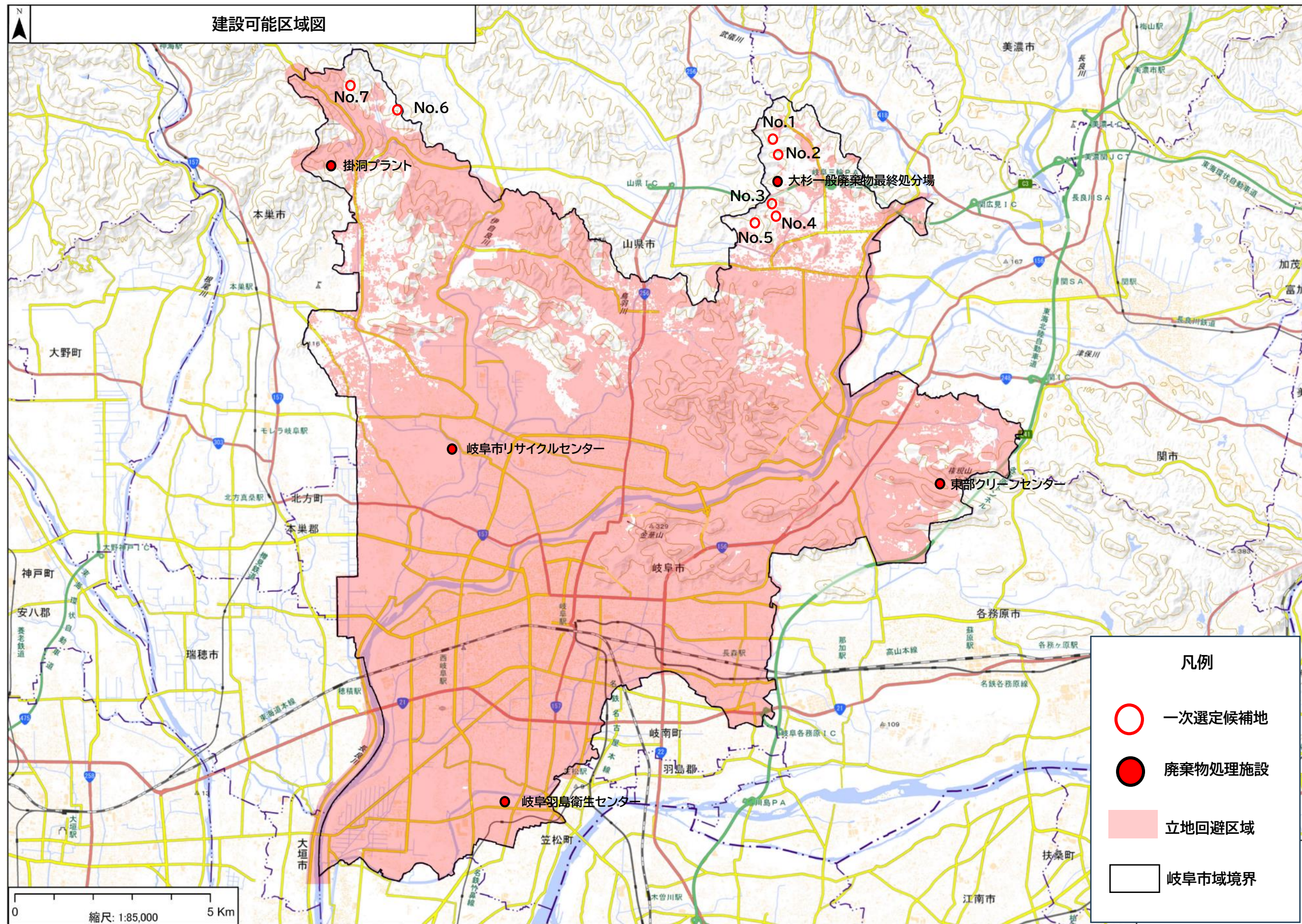


図4-1 一次選定結果

第5章 建設候補地の二次選定

一次選定した7箇所の候補地に対して土地条件、自然条件、環境条件、運搬条件及び経済性の5つの観点から評価項目を設定し、6 ha の円を用いて最終処分場を立地するに相応しい候補地であるかについて評価しました。

5.1 二次選定の評価項目

二次選定における評価項目を表 5-1 に示します。

表5-1 二次選定評価項目

区分	評価項目
土地条件	土地利用
自然条件	地形の状況
	地質の状況
	希少動植物の確認状況
	自然の改変度
	集水面積
環境条件	処理水の下水放流の難易
	生活環境への影響
運搬条件	運搬効率
経済性	処分場の建設
	搬入道路の建設

5.2 二次選定の評価方法

二次選定の評価方法は、定量的評価又は定性的評価で候補地ごとに3段階による評価を行うことを基本としました。

評価は以下のとおりで、評価の配点は◎：2点、○：1点、△：0点とし、配点合計が高いほど優れている候補地としました。

- | | |
|-----|------------------------|
| 【◎】 | 評価の結果が大きい又は小さい（優れている） |
| 【○】 | 評価の結果◎と△の間 |
| 【△】 | 評価の結果が大きい又は小さい（優れていない） |

5.3 二次選定の評価結果

二次選定の評価結果を表 5-2 に示します。配点合計が平均点以上の候補地 1、候補地 2 及び候補地 5 の 3 箇所を候補地として岐阜市一般廃棄物処理施設用地選定委員会において検討しました。

表5-2 二次選定結果

区分	評価項目	候補地						
		1	2	3	4	5	6	7
土地条件	土地利用	◎	◎	△	△	◎	◎	◎
自然条件	地形の状況	◎	△	◎	○	◎	△	◎
	地質の状況	△	△	△	△	△	△	△
	希少動植物の確認状況	○	○	△	○	○	△	○
	自然の改変度	○	○	△	△	○	△	△
	集水面積	○	△	○	◎	△	◎	◎
環境条件	処理水の下水放流の難易	○	◎	◎	◎	◎	△	△
	生活環境への影響	◎	◎	◎	△	○	◎	○
運搬条件	運搬効率	◎	◎	◎	◎	◎	△	△
経済性	処分場の建設	○	○	○	○	△	○	○
	搬入道路の建設	○	○	△	◎	◎	○	○
配点合計（平均 11.1）		14	12	10	11	13	8	10



岐阜市一般廃棄物処理施設用地選定委員会へ

※配点 ◎：2点、○：1点、△：0点

第6章 建設候補地の三次選定

二次選定した3箇所の候補地に対して土地条件、自然条件、環境条件、運搬条件及び経済性の5つの観点から評価項目を設定し、配置計画図を踏まえ、最終処分場を立地するに相応しい候補地であるかを評価しました。なお、岐阜市一般廃棄物処理施設用地選定委員の構成を表6-1に、委員会の審議内容を表6-2に示します。

表6-1 委員構成

所 属	役 職	氏 名	備 考
岐阜大学 工学部附属インフラマネジメント技術研究センター	教授	沢田 和秀	委員長
岐阜大学社会システム経営学環	特任教授	肥後 睦輝	副委員長
岐阜中央森林組合	岐阜支所長	下川 吾朗	
岐阜工業高等専門学校 環境都市工学科	教授	角野 晴彦	

表6-2 委員会の審議内容

第1回	日時：令和6年5月31日	場所：岐阜市役所 10階 10-2会議室
	・岐阜市内全域から3箇所の候補地を抽出した経緯について ・次期最終処分場整備事業全体スケジュール及び令和6年度のスケジュールについて ・三次選定の評価方法について	
第2回	日時：令和6年6月10日、12日、13日	場所：岐阜市内 3箇所の候補地
	・3箇所の候補地の現地踏査	
第3回	日時：令和6年7月16日	場所：岐阜市役所 10階 10-1会議室
	・三次選定の評価方法について（第1回からの継続審議） ・各候補地の配置計画図について	
第4回	日時：令和6年8月21日	場所：岐阜市役所 10階 10-2会議室
	・三次選定の評価及び最終候補地の選定について	
第5回	日時：令和6年9月20日	場所：岐阜市役所 10階 10-2会議室
	・次期最終処分場建設候補地選定について	

6.1 配置検討

配置検討は、各候補地の配置を比較するため、配置検討用必要面積（表 6-3）と配置検討用標準断面図（図 6-1）を設定し、同一条件で配置計画図を作成しました。必要面積の構成は、最終処分場の中でも重要施設である埋立施設、浸出水処理施設^{用語1}、管理棟、管理道路、搬入道路、防災調整池^{用語2}としました。

ただし、今後の地形測量、基本計画策定時等において、詳細な調査を行った際に、条件が変わる可能性があります。

表6-3 配置検討用必要面積

項目	必要面積等	備考
埋立容量	188,000m ³ を確保できる配置図を作成	埋立高は、林地開発の基準に基づき高さ5mごとに小段を設置 10mを目安に埋立容量を確保できる配置図を作成
埋立地内法面	1 : 2.0	遮水工 ^{用語3} の施工性を考慮した勾配に設定
埋立地内小段	高さ5m毎に幅2.0mの小段設置	遮水工の固定工を考慮し設定
外周切土法面	1 : 1.0	道路土工指針に基づく標準法面勾配より安全側に設定
外周盛土法面	1 : 2.0	道路土工指針に基づく標準法面勾配より安全側に設定
外周小段	高さ5m毎に幅1.5m小段設置	道路土工指針に基づく小段幅の平均値
道路幅員	6.0m	道路幅員は、側溝や付帯設備（ガードレール、フェンス等を含む）を考慮し、設定
防災調整池	500 m ²	25m×20m
浸出水処理施設	500 m ²	25m×20m
浸出水調整槽	2,200 m ²	55m×40m
管理棟	1,700 m ²	50m×34m

用語1：浸出水処理施設⇒埋立地を通過して排出される水を浄化する施設

用語2：防災調整池⇒雨水等を一時的に貯める池

用語3：遮水工⇒水を通さないシートを張って雨水等が流れ出さないようにする工事

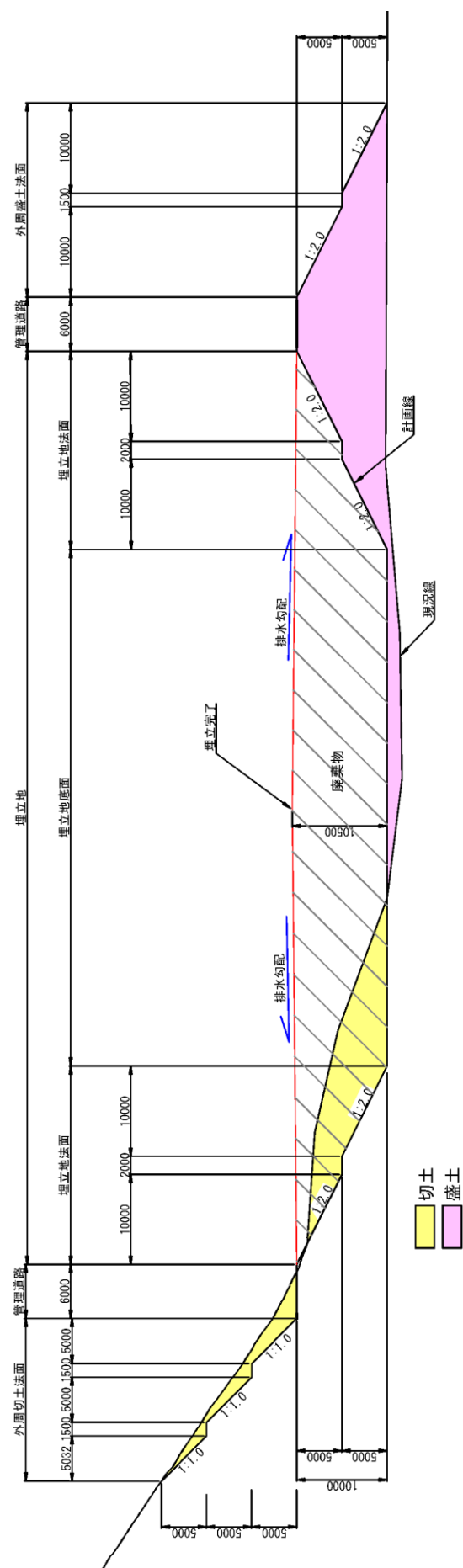


図 6-1 配置検討用標準断面図 (イメージ)

6.2 配置検討結果

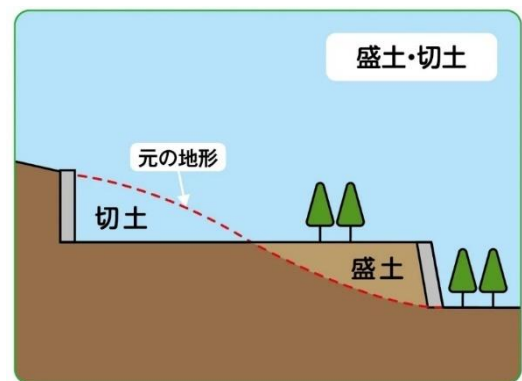
各候補地の配置計画図を図 6-2～図 6-4 に示します。

配置計画図は、各候補地で埋立容量 188,000m³を確保できる形状としました。

3箇所の候補地を比較すると、候補地 1 が最も少ない開発面積で埋立容量の確保が可能となりました。また、他の候補地と比べ土量バランス（切土と盛土のバランス、切土と盛土については「切土・盛土 イメージ図」を参照）が最も優れています。

候補地 2 は、埋立容量 188,000m³を確保しようとする、開発面積が約 7ha 必要になります。

候補地 5 は、搬入道路が最も短くなりますが、平地で埋立容量を確保するのに大量の切土が発生するため、残土が多く、土量バランスを図るのが難しくなっています。



切土・盛土 イメージ図

6.3 三次選定の評価項目

三次選定における評価項目を表 6-4 に示します。

表6-4 三次選定評価項目

区分	評価項目
土地条件	土地利用
	土地所有者
自然条件	地形の状況
	地質の状況
	希少動植物の確認状況
	自然の改変度
	集水面積
環境条件	生活環境への影響
	公共施設等（学校・病院等）との距離
運搬条件	運搬効率
経済性	施工性
	施設整備費・維持管理費

6.4 三次選定の評価方法

三次選定の評価方法は、二次選定と同様に定量的評価又は定性的評価で候補地ごとに３段階による評価を行うことを基本としました。

評価は以下のとおりで、評価の配点は◎：２点、○：１点、△：０点とし、配点合計が高いほど優れている候補地としました。

- | | |
|-----|------------------------|
| 【◎】 | 評価の結果が大きい又は小さい（優れている） |
| 【○】 | 評価の結果◎と△の間 |
| 【△】 | 評価の結果が大きい又は小さい（優れていない） |

6.5 三次選定の評価基準

三次選定の評価基準を表 6-5 に示します。

表6-5 三次選定評価基準

区分	評価項目	評価の基準
土地条件	土地利用	◎：配置計画図内が、休耕地等であり、土地利用されていない △：配置計画図内が、宅地・農地等であり、土地利用されている
	土地所有者	◎：公有地 ○：公有地私有地混合 △：私有地
自然条件	地形の状況	◎：配置計画図内に崩壊地形が認められない △：配置計画図内に崩壊地形が認められる
	地質の状況	◎：経年の堆積物等がなく、地質が強固で沈下等が起こる可能性が低い △：経年の堆積物等が存在し、地質が軟弱で沈下等が起こる可能性が高い
	希少動植物の確認状況	◎：配置計画図内及びその周辺(500m の範囲)において希少動植物が生息・生育する可能性が低い ○：配置計画図周辺(500m の範囲)において希少動植物が生息・生育する可能性が高い △：配置計画図内及びその周辺(500m の範囲)において希少動植物が生息・生育する可能性が高い
	自然の改変度	◎：植生自然度の高い植生(自然度 7-10)の占める割合が 0 %である ○：植生自然度の高い植生(自然度 7-10)の占める割合が 30%未満である △：植生自然度の高い植生(自然度 7-10)の占める割合が 30%以上である
	集水面積	◎：集水面積が最も狭い ○：集水面積が平均値より狭い △：集水面積が平均値以上
環境条件	生活環境への影響	◎：500m 範囲の建物が最も少ない ○：500m 範囲の建物が平均値より少ない △：500m 範囲の建物が平均値以上
	公共施設等 (学校・病院等)との距離	◎：300m の範囲に存在しない △：300m の範囲に存在する
運搬条件	運搬効率	◎：運搬効率が最も優れる ○：運搬効率が平均値より少ない △：運搬効率が平均値以上
経済性	施工性	◎：土量バランスが最も優れる ○：土量バランスが平均値より少ない △：土量バランスが平均値以上
	施設整備費・維持管理費	◎：経済性が最も優れる ○：経済性が平均値より少ない △：経済性が平均値以上

6.6 各評価項目の評価

各評価項目の評価結果を表 6-6～表 6-21 に示します。

(1) 土地利用

土地利用されている候補地は最終処分場の建設に支障となる場合があります。そこで、土地利用されていない候補地を高く評価します。

現地及び空中写真による土地利用状況を確認し、土地利用の評価結果を表 6-6 に、土地利用根拠図を図 6-5～図 6-7 に示します。

表6-6 評価結果（土地利用）

候補地	評価	土地利用状況
1	◎	山林・一部休耕地
2	◎	山林
5	◎	山林（造成跡地）

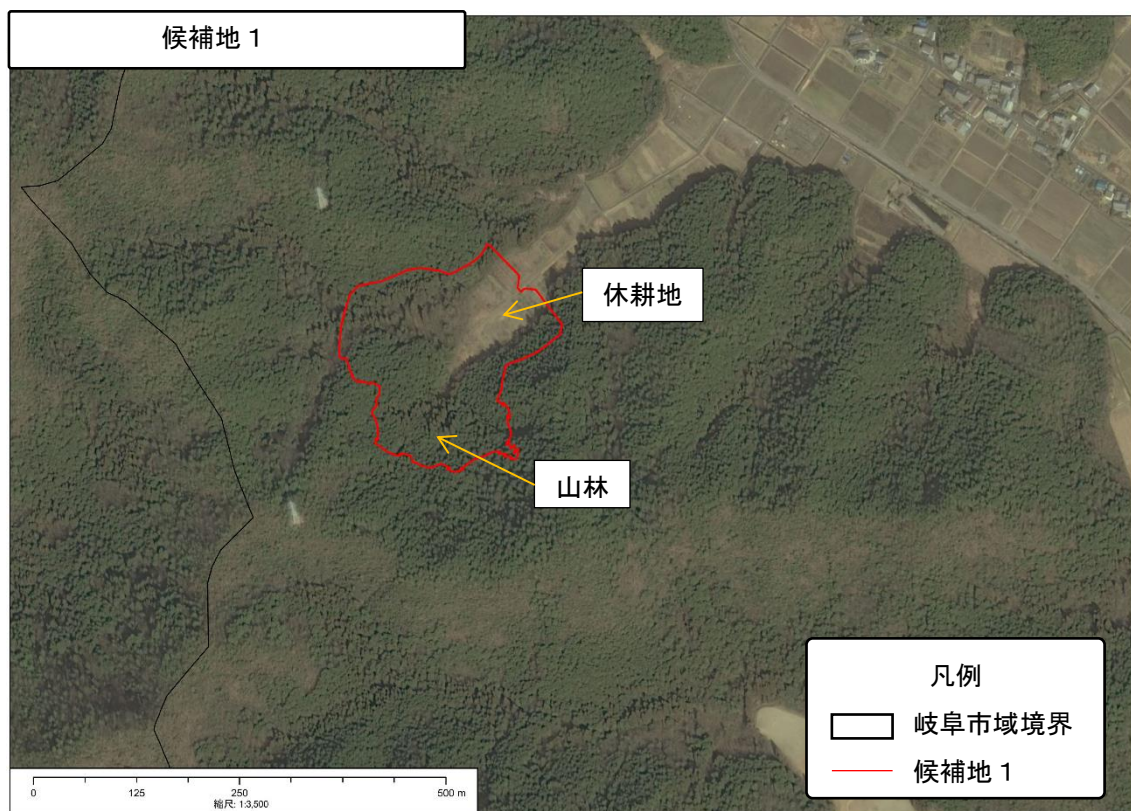


図6-5 土地利用根拠図 候補地 1



図6-6 土地利用根拠図 候補地 2



図6-7 土地利用根拠図 候補地 5

(2) 土地所有者

配置計画図内で市が所有している公共用地がある候補地を高く評価します（道路や水路は除きます）。

配置計画図内の公有地、私有地を確認し、土地所有者の評価結果を表 6-7 に示します。

表6-7 評価結果（土地所有者）

候補地	評価	土地所有者状況
1	△	私有地
2	△	私有地
5	△	私有地

(3) 地形の状況

各候補地の地形について文献調査及び地形判読の結果から、処分場の整備に対して地形が優れる候補地を高く評価します。

配置計画図内の崩壊地形（過去に地すべり、山くずれ、雪崩などによって崩壊した地形）の有無を確認し、地形の状況の評価結果を表 6-8 に、地形の状況根拠図を図 6-8～図 6-10 に示します。

表6-8 評価結果（地形の状況）

候補地	評価	地形の状況	地形判読
1	◎	・ 西側と南側からの谷が合流する箇所で、谷底には広い谷底低地^{用語1}が形成されている。 ・ 山体は大きく、傾斜が急である。	配置計画図内に崩壊地形が認められない。
2	△	・ 直線状の谷が東方へ流下する箇所で、谷底には狭長な谷底低地が形成されている。 ・ 兩岸の山体は大きく、傾斜が急である。	配置計画図内に崩壊地形が認められる。
5	◎	・ 幅広い谷が南方へ広がる箇所で、兩岸の山体は大きく、傾斜が急である。 ・ 平坦部は造成地であり、現状は樹木が繁茂している。	配置計画図内に崩壊地形が認められない。

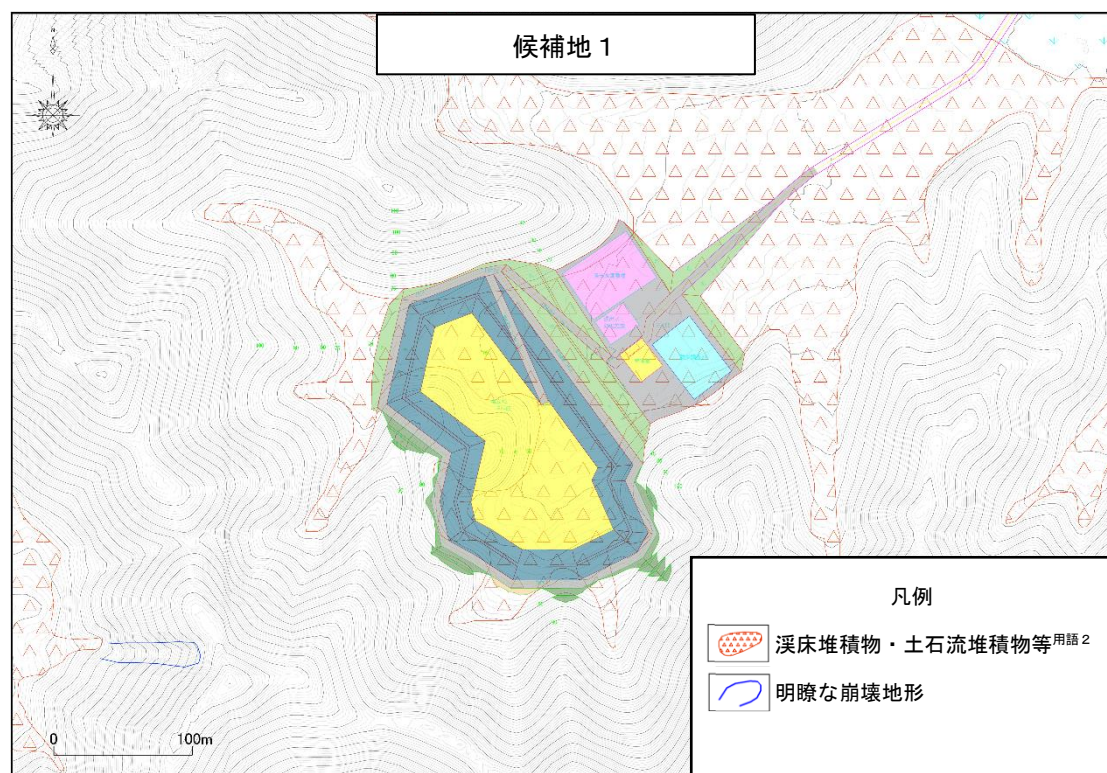


図6-8 地形の状況根拠図 候補地 1

用語 1：谷底低地⇒山地や丘陵を刻む河川の堆積作用により、谷底に形成された低地

用語 2：溪床堆積物・土石流堆積物等⇒川の底に自然に溜まった土や大雨等によって流れ出た土が堆積したもの

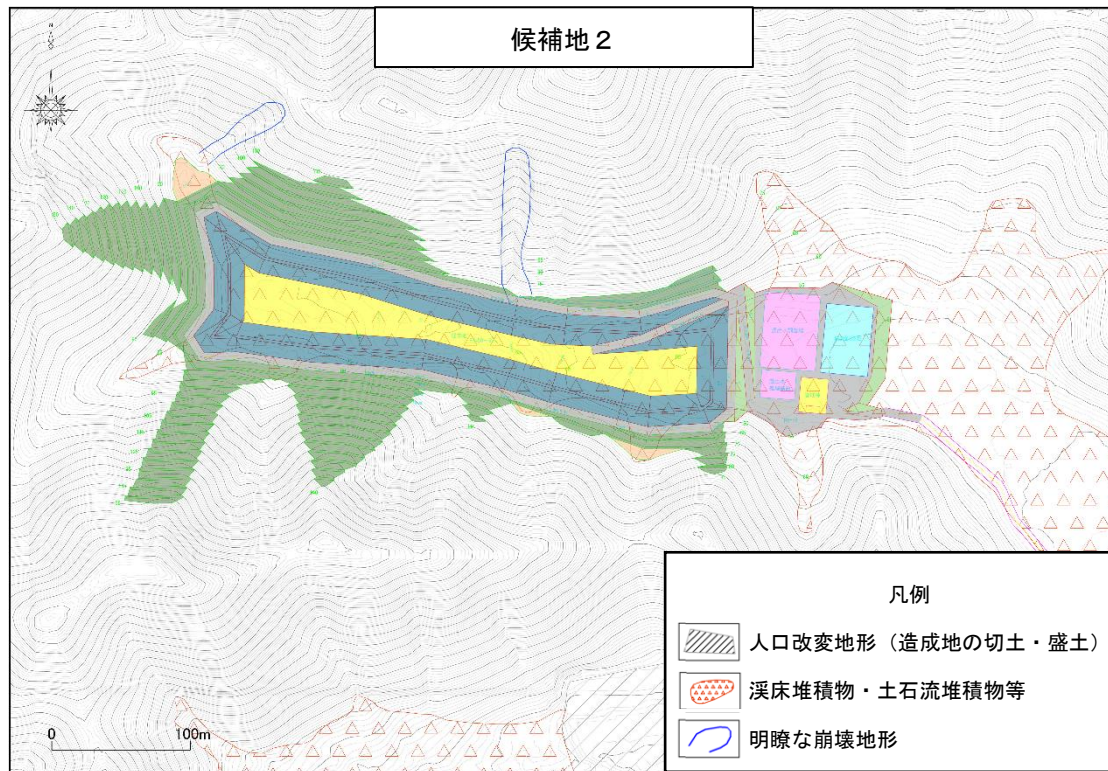


図6-9 地形の状況根拠図 候補地 2

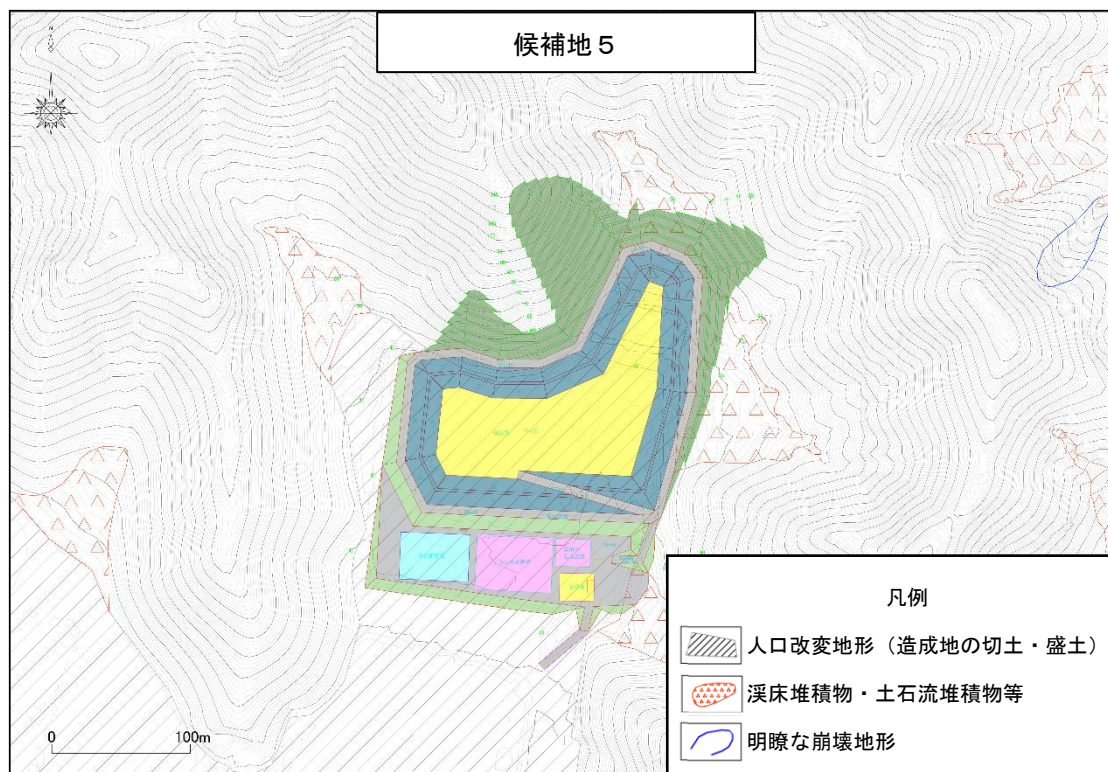


図6-10 地形の状況根拠図 候補地 5

(4) 地質の状況

各候補地の地質について文献調査の結果から、処分場の整備に対して地質が優れる候補地を高く評価します。

配置計画図内の軟弱地層（やわらかい粘土やゆるい砂が多い土の層で、地震などに弱い地層）の有無を確認し、地質の状況の評価結果を表 6-9 に、地質の状況根拠図を図 6-8～図 6-10 に示します。

表6-9 評価結果（地質の状況）

候補地	評価	地質の状況	軟弱地層の有無
1	△	・ 谷底低地には礫・砂・泥が堆積する。 ・ 沢部には土石流堆積物等の分布が確認できるため、軟弱地層が存在している可能性があり、沈下等が起こる可能性が高い	有
2	△	・ 谷底低地には礫・砂・泥が堆積する。 ・ 沢部には土石流堆積物等の分布が確認できるため、軟弱地層が存在している可能性があり、沈下等が起こる可能性が高い	有
5	△	・ 谷底低地には礫・砂・泥が堆積する。 ・ 沢部には土石流堆積物等の分布が確認できるため、軟弱地層が存在している可能性があり、沈下等が起こる可能性が高い	有

※根拠図は図 6-8～図 6-10 を参照

(5) 希少動植物の確認状況

希少動植物（法指定種及びレッドデータブックの絶滅危惧Ⅱ類以上）の生息・生育が確認されていない候補地を高く評価します。

希少動植物の生息・生育（岐阜市の自然情報（岐阜市自然環境基礎調査））※を確認し、希少動植物の確認状況の評価結果を表 6-10 に示します。

※岐阜市の自然情報（平成 26 年）、岐阜市自然環境基礎調査（平成 21 年～平成 25 年）

表6-10 評価結果（希少動植物の確認状況）

候補地	評価	希少動植物の確認状況	
		配置計画図内	配置計画図周辺
1	○	確認なし	【両生類】 アカハライモリ、ヤマアカガエル、アズマヒキガエル 【昆虫類】 ギフチョウ、タガメ、マルガタゲンゴロウ 【陸産貝類】 ヤマナメクジ 【魚類】 ホトケドジョウ、ミナミメダカ 【淡水産貝類】 オオタニシ
2	△	【魚類】 ホトケドジョウ	【両生類】 アカハライモリ、ヤマアカガエル、アズマヒキガエル 【昆虫類】 ギフチョウ、タガメ、マルガタゲンゴロウ 【陸産貝類】 ヤマナメクジ 【魚類】 ホトケドジョウ、ミナミメダカ、ヤリタナゴ 【淡水産貝類】 イシガイ、マシジミ、マツカサガイ東海固有種 【植物】 タウコギ
5	○	確認なし	【両生類】 ナゴヤダルマガエル 【昆虫類】 アオハダトンボ 【魚類】 ホトケドジョウ、ミナミメダカ 【植物】 ヒメコウホネ、サギソウ

【評価に用いた希少動植物の選定基準】

■法律、条令に基づく選定基準

①「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

(平成4年, 法律第75号)

「国際希少野生動植物種」、「国内希少野生動植物種」、「緊急指定種」に該当する種

②「文化財保護法」

(昭和25年, 法律第214号)

「特別天然記念物」、「国指定天然記念物」、「県指定天然記念物」、「市指定天然記念物」に該当する種

③「岐阜県希少野生生物保護条例」

(平成15年, 条例第22号)

「指定希少野生生物」に該当する種

④「岐阜市自然環境の保全に関する条例」

(平成15年, 条例第20号)

「貴重野生動植物種」に該当する種

■レッドリスト、レッドデータブックに基づく選定基準

①「環境省レッドリスト2020の公表について」

(令和2年, 環境省)

「絶滅危惧ⅠA類」、「絶滅危惧ⅠB類」、「絶滅危惧Ⅱ類」に該当する種

②「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)改訂版ー岐阜県レッドデータブック(動物編改訂版ー)」

(平成22年, 岐阜県)

「絶滅危惧Ⅰ類」、「絶滅危惧Ⅱ類」に該当する種

③「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(植物編)改訂版ー岐阜県レッドデータブック(植物編改訂版ー)」

(平成26年, 岐阜県)

「絶滅危惧Ⅰ類」、「絶滅危惧Ⅱ類」に該当する種

④「岐阜市の注目すべき生きものたち 岐阜市版レッドデータブック ブルーデータブック」

(令和5年, 岐阜市)

「絶滅危惧Ⅰ類」、「絶滅危惧Ⅱ類」に該当する種

(6) 自然の改変度

人工的な改変を受けた植生よりも自然性の高い植生が分布する箇所には、多様な動植物が生息・生育している可能性が高く、植生自然度（人間の開発行為によって、自然がどの程度改変されているかを植生の状況によって分類したもの）が高い場合、動植物の良好な生息・生育環境が失われ、自然環境に与える影響は大きくなると考えられます。そこで、植生自然度が低い候補地を高く評価します。配置計画図内の植生自然度（現存植生図（環境省））を確認し、自然の改変度の評価結果を表 6-11 に、自然の改変度根拠図を図 6-11～図 6-13 に示します。

表6-11 評価結果（自然の改変度）

候補地	評価	植生自然度の割合		
		高（7～10）	中（4～6）	低（1～3）
1	○	10%	72%	18%
2	○	28%	72%	0%
5	○	15%	85%	0%

なお、自然の改変度は全ての候補地で「○」と同等の評価になりましたが、これはあくまで植生自然度の割合により評価したものであり、全ての候補地の植生が同等ということではありません。各候補地を比較すると、候補地 1 が自然の改変度が低く自然への影響が少ないと考えられます。

植生に関しては、候補地により様々であることを現地踏査により確認しています。候補地 1 は雑木林や休耕地となっている農地の他、梅や柿等の果樹園があります。候補地 2 は植林地の他、雑木林、そして一部に湿地があります。候補地 5 は造成地跡が雑木林になっています。

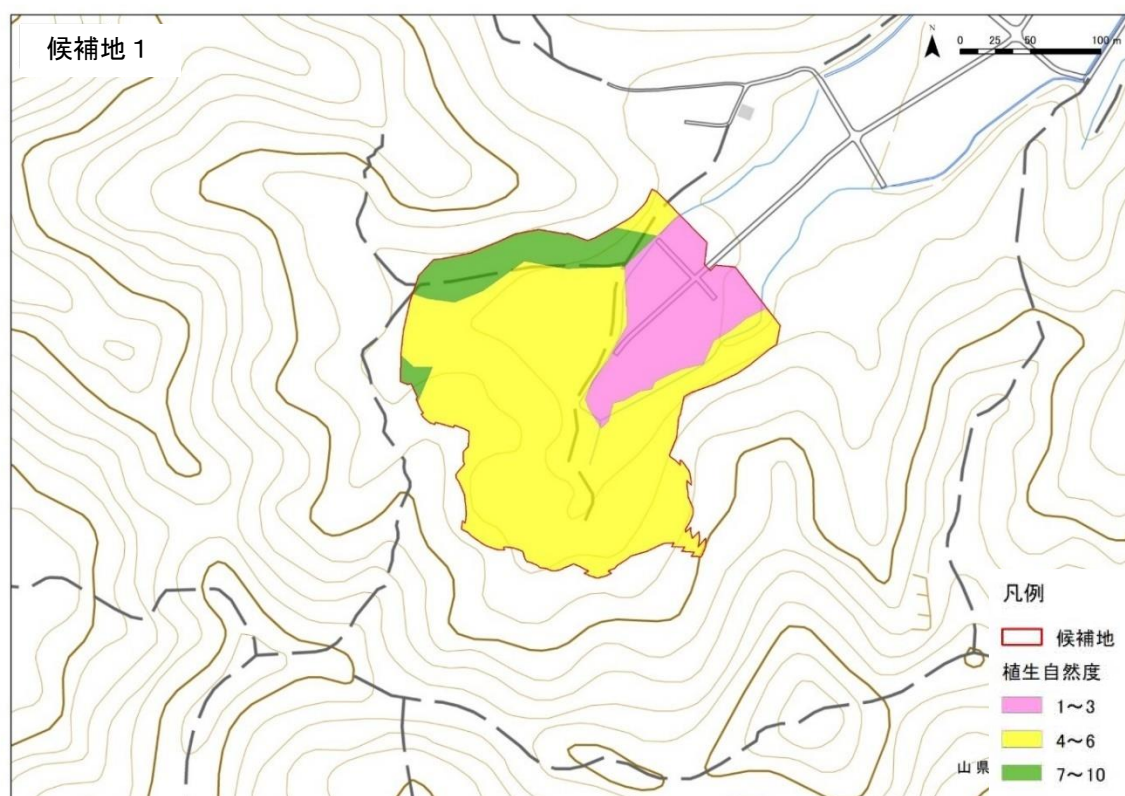


図6-11 自然の改変度根拠図 候補地 1

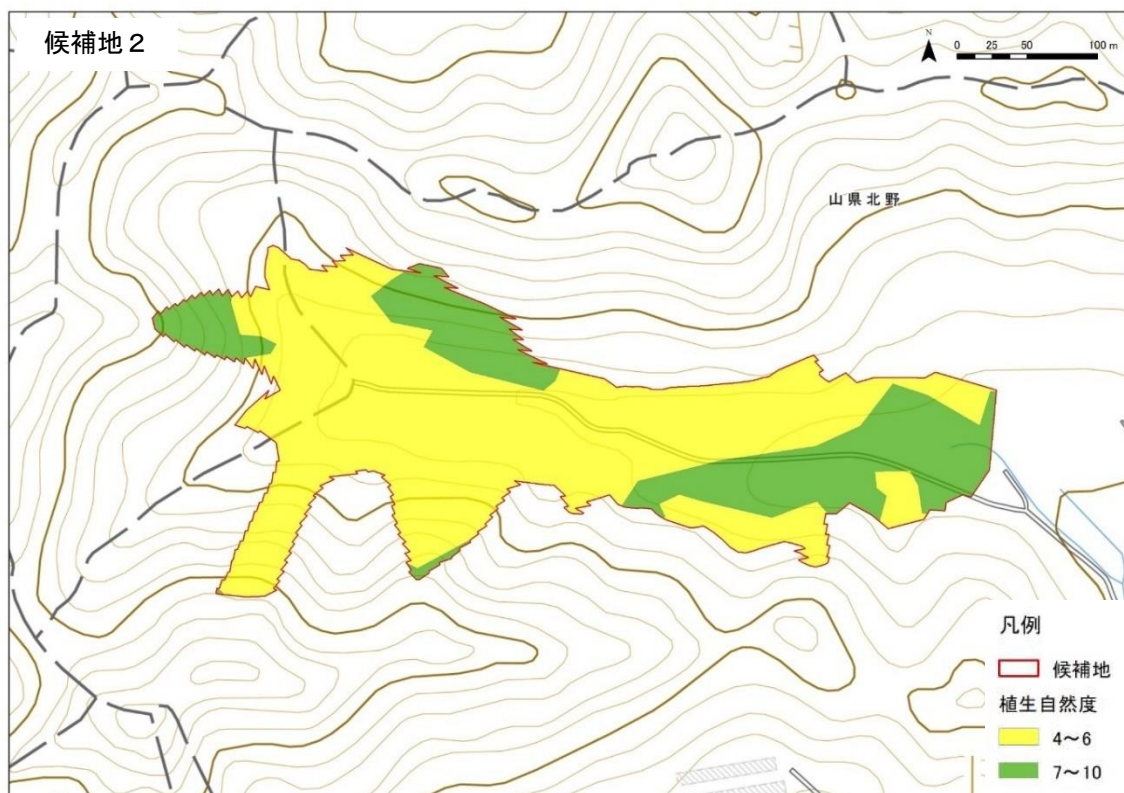


図6-12 自然の改変度根拠図 候補地 2

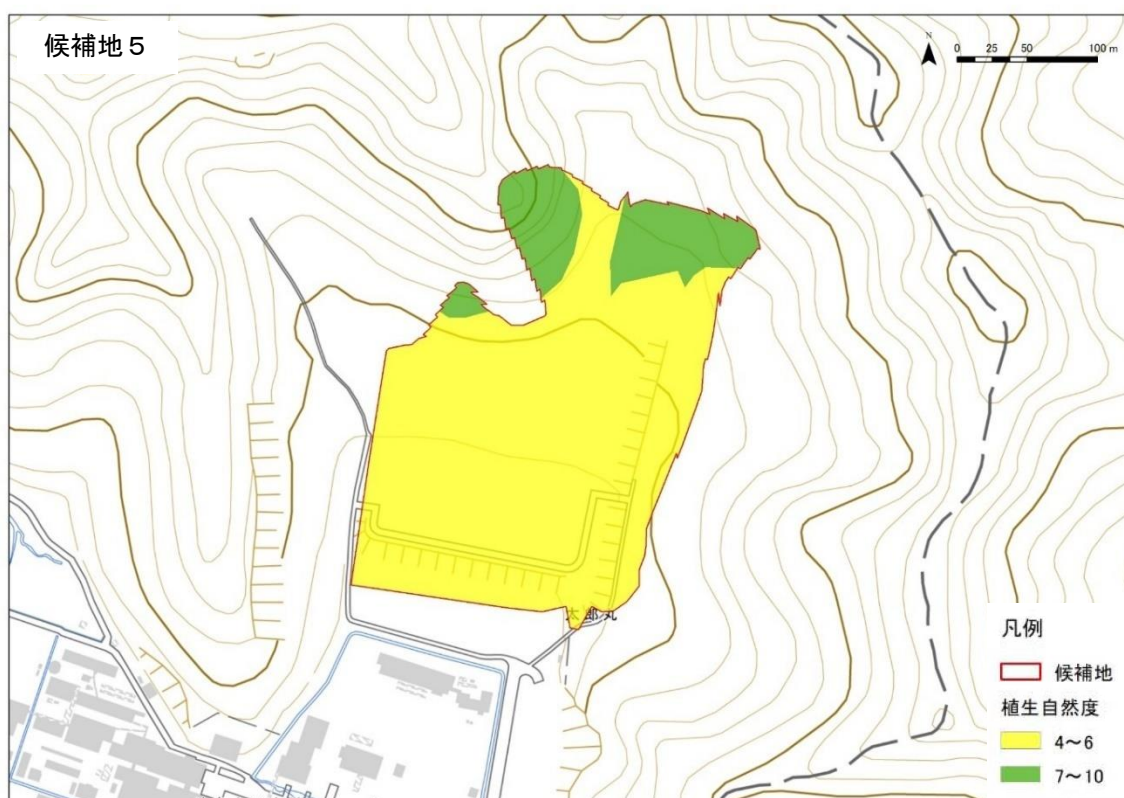


図6-13 自然の改変度根拠図 候補地 5

(7) 集水面積

集水面積が大きくなるほど、雨水排水設備や防災調整池等の雨水対策の規模も大きくなるため、集水面積が小さい候補地を高く評価します。

配置計画図に基づき、等高線をつなぎ集水面積を計測し、集水面積の評価結果を表 6-12 に、集水面積根拠図を図 6-14～図 6-16 に示します。

表6-12 評価結果（集水面積）

候補地	評価	集水面積	
1	◎	21.7ha	平均 25.7ha
2	△	26.8ha	
5	△	28.5ha	

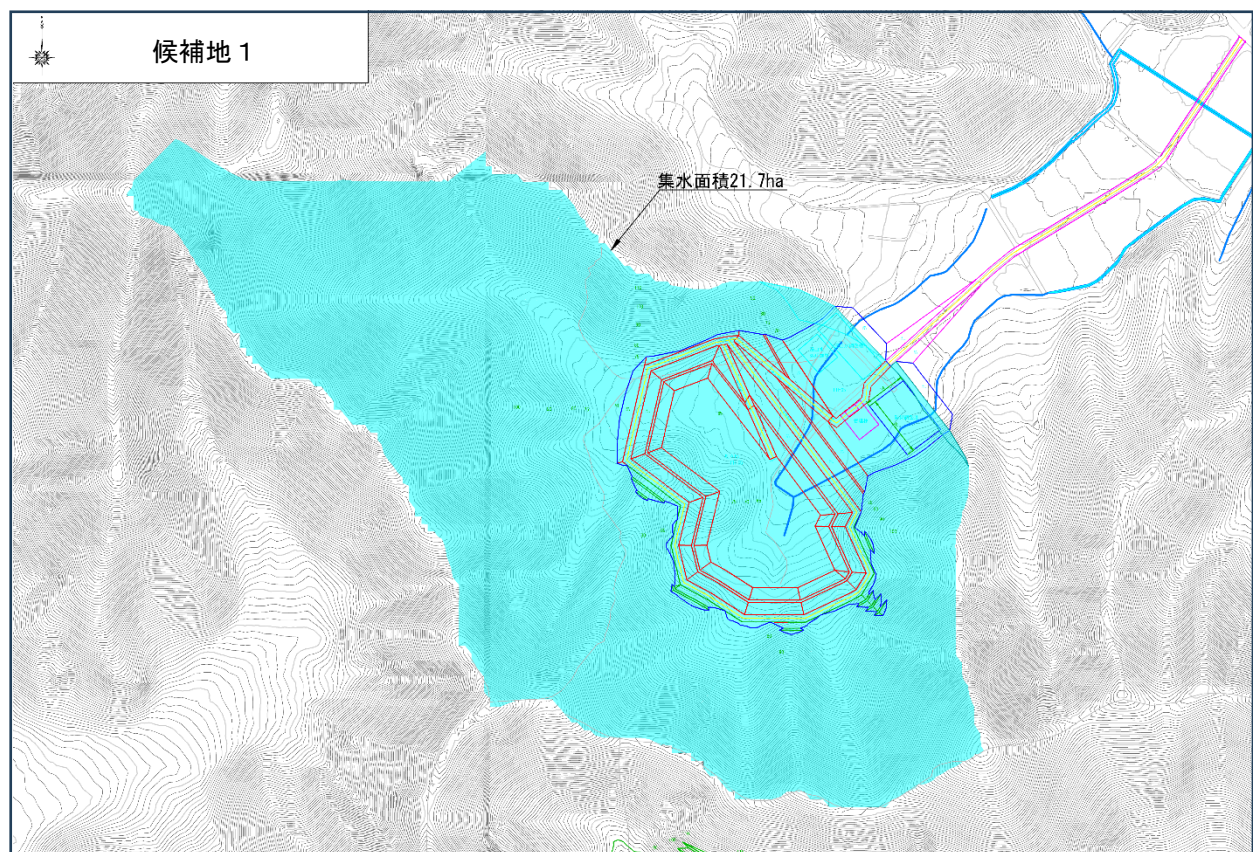


図6-14 集水面積根拠図 候補地 1

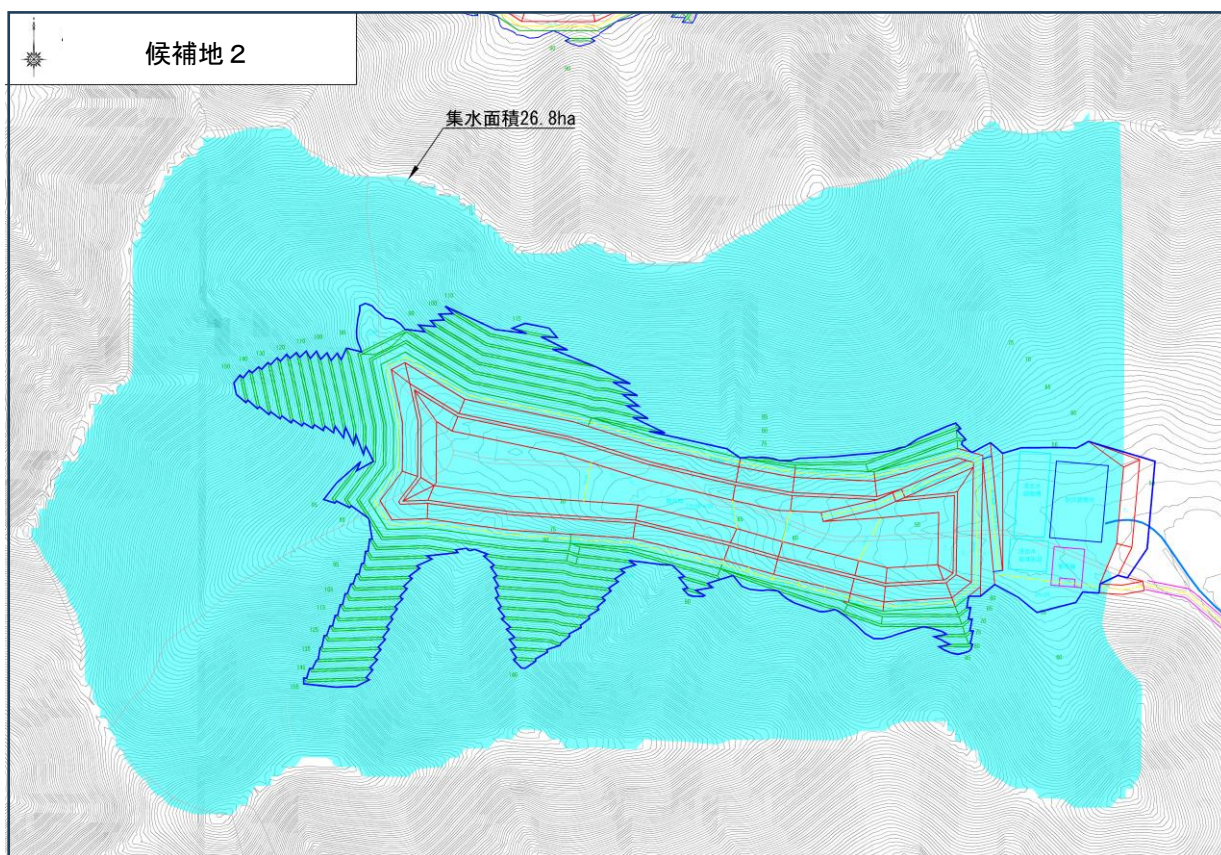


图6-15 集水面積根拠図 候補地 2

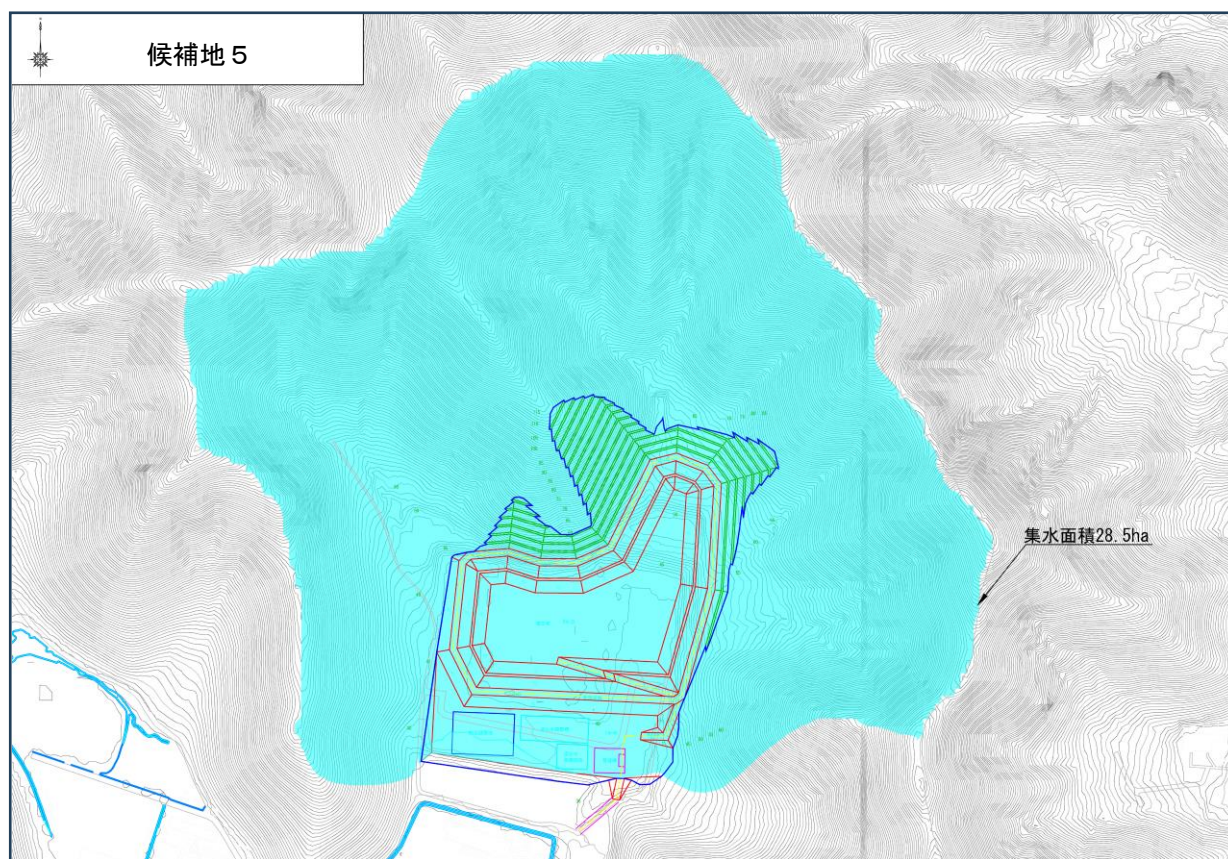


图6-16 集水面積根拠図 候補地 5

(8) 生活環境への影響

生活環境へ配慮し、候補地周辺（500m※の範囲）の建物数が少ない候補地を高く評価します。

配置計画図から 500m 範囲内の建物数を計測し、生活環境への影響の評価結果を表 6-13 に、生活環境への影響根拠図を図 6-17～図 6-19 に示します。

※ごみ焼却場等を都市計画決定する際の技術的計画標準（旧建設省通達 昭和 35 年）において、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場の位置については、「市街地及び将来市街化の予想される区域から 500m 以上離れた場所を選ぶこと」という留意事項が示されていました。そのため、本評価においては、配置計画図より 500m の範囲内の建物数を計測しました。

表6-13 評価結果（生活環境への影響）

候補地	評価	建物数の状況	
1	○	32 棟	平均 82 棟
2	◎	22 棟	
5	△	191 棟	

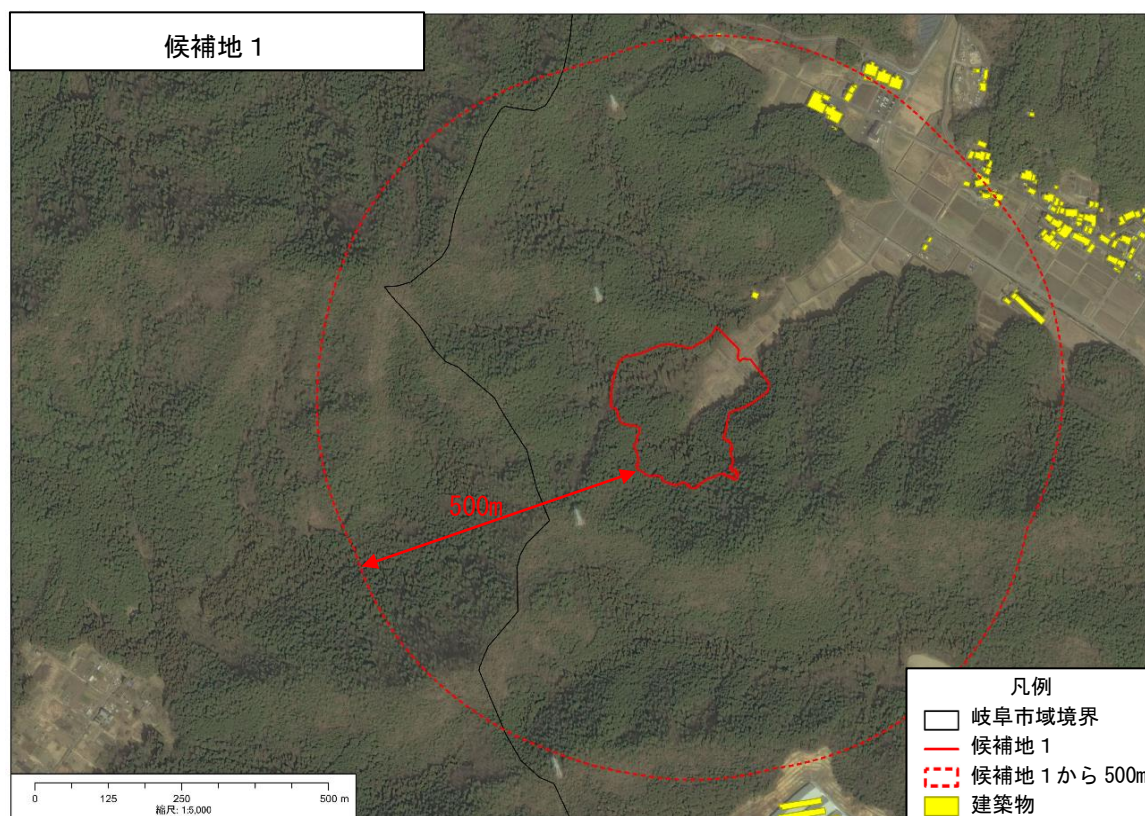


図6-17 生活環境への影響根拠図 候補地 1

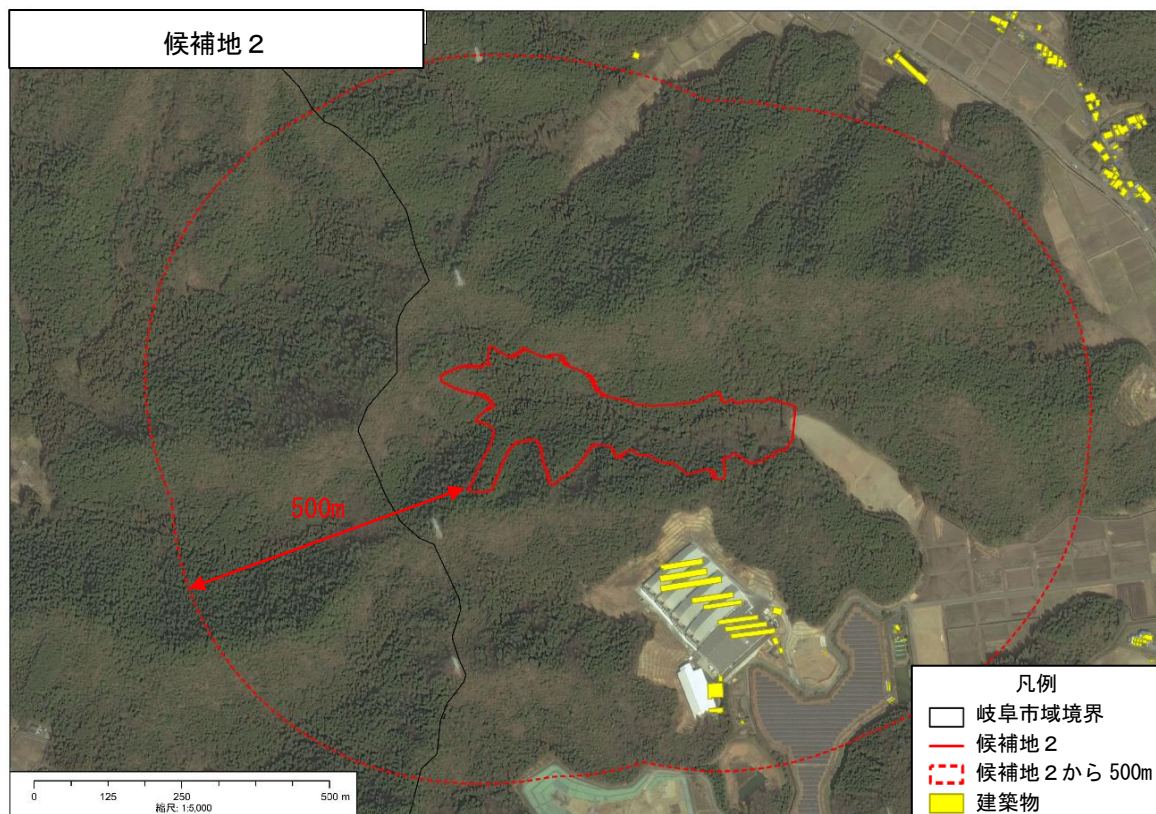


図6-18 生活環境への影響根拠図 候補地 2

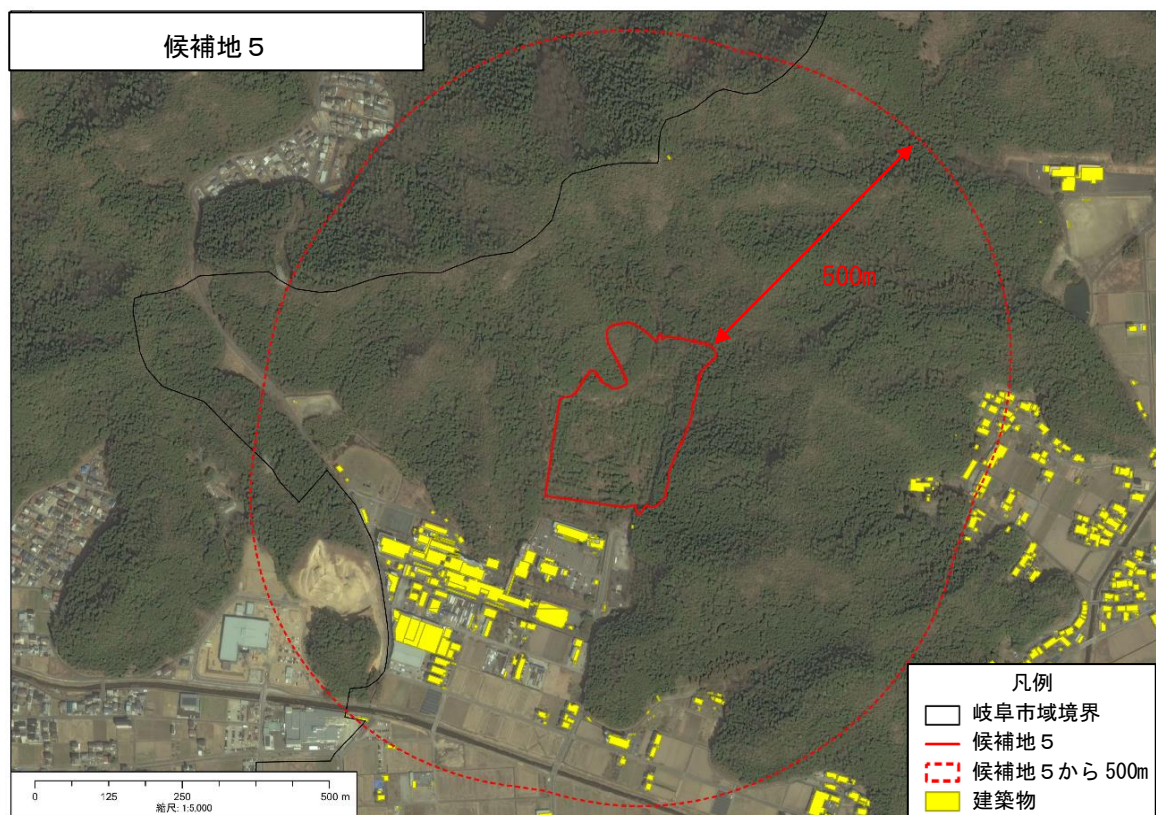


図6-19 生活環境への影響根拠図 候補地 5

(9) 公共施設等（学校・病院等）との距離

公共施設等へ配慮し、候補地周辺（300m※の範囲）の学校・病院等が存在しない候補地を高く評価します。

配置計画図から 300m 範囲内の建物数を計測し、公共施設等との距離の評価結果を表 6-14 に、公共施設等との距離根拠図を図 6-20～図 6-22 に示します。

※ごみ焼却場等を都市計画決定する際の技術的計画標準（旧建設省通達 昭和 35 年）において、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場の位置については、「付近 300m 以内に学校、病院等がないこと」という留意事項が示されていました。そのため、本評価においては、配置計画図より 300m の範囲内の学校、病院及び福祉施設の建物数を計測しました。

表6-14 評価結果（公共施設等との距離）

候補地	評価	公共施設等の建物数状況
1	◎	存在しない
2	◎	存在しない
5	△	1 施設

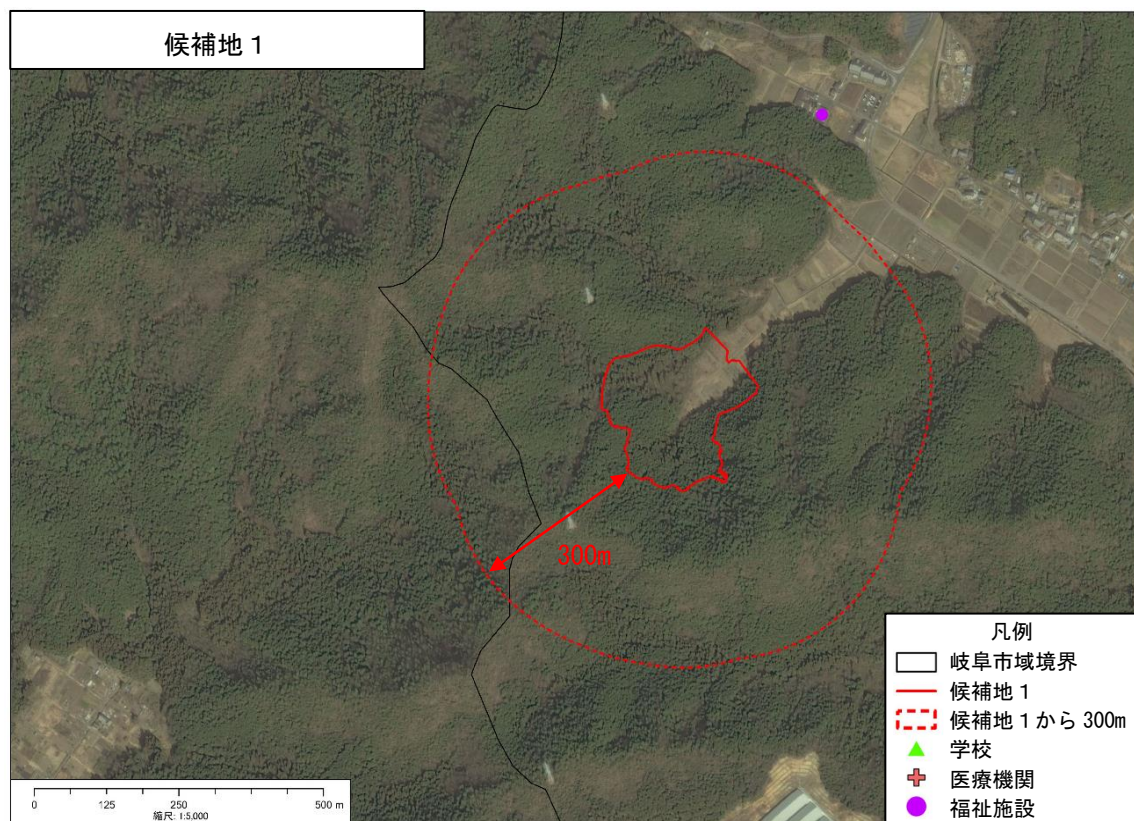


図6-20 公共施設等との距離根拠図 候補地 1



図6-21 公共施設等との距離根拠図 候補地 2



図6-22 公共施設等との距離根拠図 候補地 5

(10) 運搬効率

廃棄物排出量と廃棄物運搬距離の積が小さい候補地を高く評価します。廃棄物排出量は、候補地により違いはないため、廃棄物運搬距離が小さいほど、運搬効率も小さくなります。

廃棄物排出量と運搬距離の積を算出し、運搬効率の評価結果を表 6-15 に、運搬効率根拠図を図 6-23～図 6-25 に示します。

※積が小さいほど、運搬効率が良いことを表します。

表6-15 評価結果（運搬効率）

候補地	評価	排出量（予測値）	運搬距離	排出量 × 運搬距離	
1	△	12,326t/年※	12.8km	158kt・km/年	平均 146kt・km/年
2	△		11.9km	147kt・km/年	
5	◎		10.9km	134kt・km/年	

※排出量は令和 15 年度の最終処分量としました。 岐阜市次期最終処分場整備基本構想 P26



※東部クリーンセンターからの距離

図6-23 運搬効率根拠図 候補地 1



図6-24 運搬効率根拠図 候補地2



図6-25 運搬効率根拠図 候補地5

(11) 施工性

土量バランス（切土と盛土のバランス）が優れる候補地を高く評価します。

配置計画図内の切土量と盛土量を算出し、購入土量又は残土量を確認し、施工性の評価結果を表 6-16 に示します。

表6-16 評価結果（施工性）

候補地	評価	切土 (m³)	盛土 (m³)	購入土量又は残土量 (m³)	
1	◎	66,000	101,800	35,800	平均 134,500
2	○	149,000	19,500	129,500	
5	△	254,000	15,900	238,100	

1) 候補地 1

土が不足しますが、今後の詳細設計等で土量バランスを図ることは可能と考えられます。

2) 候補地 2

沢筋の地形を利用しましたが、容量を確保するためには外周法面を大きく掘削する必要があり、大量の切土が発生し、土量バランスを図ることは困難と考えられます。

3) 候補地 5

平地で容量を確保するため、大量の切土が発生し、土量バランスを図ることは困難と考えられます。

(12) 施設整備費・維持管理費

経済性が優れる候補地を高く評価^{※3}します。

施設整備費^{※1}や維持管理費^{※2}を算出し、埋立容量あたりの単価を確認し、施設整備費・維持管理費の評価結果を表 6-17 に示します。

※1 施設整備費は、最終処分場の土木工事や搬入道路工事及び浸出水処理施設工事、下水道工事の合計金額とします（用地費は含みません）。

※2 維持管理費は、埋立期間 15 年と埋立終了から施設終了までの期間を 15 年と仮定し、浸出水処理施設に係る 30 年間の維持管理費の合計金額とします。

※3 評価においては、以下に示すとおり埋立容量あたりの単価としました。

経済性の評価 = (施設整備費 + 維持管理費 (30 年)) ÷ 埋立容量 = ○○○円/m³

表6-17 評価結果（施設整備費・維持管理費）

候補地	評価	(施設整備費＋維持管理費) ÷ 埋立容量	
1	◎	49,000 円/m ³	平均 57,000 円/m ³
2	△	59,000 円/m ³	
5	△	63,000 円/m ³	

表6-18 施設整備費・維持管理費の内訳

(単位：千円)

項目	候補地 1	候補地 2	候補地 5
施設整備費	5,447,923	7,119,186	8,095,602
維持管理費	3,778,500	4,042,500	3,778,500
合計	9,226,423	11,161,686	11,874,102
埋立容量 (188,000m ³)	49	59	63
あたりの単価	平均 57		

※経済性に用地費は含みません。

1) 施設整備費

最終処分場の土木工事や搬入道路は、配置計画図から数量を算出、単価を設定し概算工事費を算出しました。施設整備費の内訳を表 6-19 に示します。

なお、現時点の概算費用であり、今後の詳細設計において数量や単価等を見直す必要があります。

表6-19 施設整備費の内訳

(単位：千円)

項目	候補地 1	候補地 2	候補地 5
A 埋立地工事	3, 224, 700	4, 613, 100	5, 742, 300
B 浸出水処理施設工事	1, 591, 000	1, 743, 000	1, 591, 000
C 下水道配管工事	136, 957	115, 887	26, 338
概算工事価格 合計	4, 952, 657	6, 471, 987	7, 359, 638
概算工事価格 (税込)	5, 447, 923	7, 119, 186	8, 095, 602

2) 維持管理費

維持管理費は、直近事例（2023 年）の年平均単価を採用し、処理能力で案分して算出しました。維持管理費の内容を表 6-20、内訳を表 6-21 に示します。

表6-20 維持管理内容

項目	内容
人件費	浸出水処理施設を運転するための人件費
保守管理費	法定点検、法定点検以外の保守点検、修理、日常的な小部品の取替えその他一切の管理費
測定試験費	水質、騒音、振動、悪臭等の測定試験費
需用費	電気料、燃料費、水道料、薬剤費、消耗品費
修繕更新費	施設の劣化した部分、部材、機器又は低下した性能若しくは機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させること及び劣化した部分、部材、機器等を新しいものに取り替える一切の更新費

表6-21 維持管理費の内訳

(単位：千円)

項目		候補地 1	候補地 2	候補地 5
条件	浸出水処理能力	100m ³ /日	110m ³ /日	100m ³ /日
埋立 期間	15 年間	1, 650, 000	1, 755, 000	1, 650, 000
	(税込)	1, 815, 000	1, 930, 500	1, 815, 000
埋立 終了後	15 年間	1, 785, 000	1, 920, 000	1, 785, 000
	(税込)	1, 963, 500	2, 112, 000	1, 963, 500
合計	(税込)	3, 778, 500	4, 042, 500	3, 778, 500

6.7 三次選定の評価結果

三次選定の評価結果より、最も配点合計が高いのは候補地 1 の 15 点、候補地 2 及び候補地 5 は 8 点となりました。

三次選定評価結果を表 6-22 に示します。

表6-22 三次選定評価結果一覧

区分	評価項目	候補地 1		候補地 2		候補地 5	
土地条件	土地利用	◎	配置計画図の大部分が山林であり、一部休耕地等であるが、最終処分場の建設に支障となる土地利用はされていない土地である。	◎	配置計画図の大部分が山林であり、最終処分場の建設に支障となる土地利用はされていない土地である。	◎	配置計画図の大部分が造成跡地で、現状は山林であるが、最終処分場の建設に支障となる土地利用はされていない土地である。
	土地所有者	△	全て私有地である。	△	全て私有地である。	△	全て私有地である。
自然条件	地形の状況	◎	配置計画図内に崩壊地形が認められない。	△	配置計画図北側の山体に崩壊地形が認められる。	◎	配置計画図内に崩壊地形が認められない。
	地質の状況	△	配置計画図内に軟弱層が存在している可能性があり、沈下等が起こる可能性が高い。	△	配置計画図内に軟弱層が存在している可能性があり、沈下等が起こる可能性が高い。	△	配置計画図内に軟弱層が存在している可能性があり、沈下等が起こる可能性が高い。
	希少動植物の確認状況	○	配置計画図から 500m の範囲において希少動植物が生息・生育する可能性があるが、候補地内では確認されていない。	△	配置計画図内で希少動植物が確認されている。	○	配置計画図から 500m の範囲において希少動植物が生息・生育する可能性があるが、候補地内では確認されていない。
	自然の改変度	○	植生自然度の高い植生の占める割合が 10% (30%未満) であり、建設に伴う自然環境に与える影響は小さいと考えられる。	○	植生自然度の高い植生の占める割合が 28% (30%未満) であり、建設に伴う自然環境に与える影響は小さいと考えられる。	○	植生自然度の高い植生の占める割合が 15% (30%未満) であり、建設に伴う自然環境に与える影響は小さいと考えられる。
	集水面積	◎	集水面積は 21.7ha で最も狭いため、雨水対策の規模は、他の候補地と比べ小さくなると考えられる。	△	集水面積は 26.8ha で平均値 (25.7ha) より広いため、雨水対策の規模は、候補地 1 と比べ大きくなると考えられる。	△	集水面積は 28.5ha で最も広いため、雨水対策の規模は、他の候補地と比べ大きくなると考えられる。
環境条件	生活環境への影響	○	配置計画図から 500m 範囲の建物数は 32 棟あるが、平均値 (82 棟) より少ない。	◎	配置計画図から 500m 範囲の建物数は 22 棟で、他の候補地と比べ最も少ない。	△	配置計画図から 500m 範囲の建物数は 191 棟で、他の候補地と比べ最も多い。
	公共施設等 （学校・病院等）との距離	◎	配置計画図から 300m 範囲に公共施設等の建物は、存在しない。	◎	配置計画図から 300m 範囲に公共施設等の建物は、存在しない。	△	配置計画図から 300m 範囲に公共施設等が 1 施設存在する。
条件 運搬	運搬効率	△	廃棄物排出量と運搬距離の積が 158kt・km/年であり、他の候補地と比べ最も劣る。	△	廃棄物排出量と運搬距離の積が 147kt・km/年であり、平均値（146kt・km/年）より若干劣る。	◎	廃棄物排出量と運搬距離の積が 134kt・km/年であり、他の候補地と比べ最も優れる。
経済性	施工性	◎	購入土量が約 4 万 m ³ であり、他の候補地と比べ土工量が少なく、切土と盛土の土量バランスが図りやすい。	○	切土が多く、盛土が少ないため、残土が約 13 万 m ³ 発生するが、平均値（134,500 m ³ ）より少ない。	△	切土が多く、盛土が少ないため、残土が約 24 万 m ³ 発生し、他の候補地と比べ最も劣る。
	施設整備費・維持管理費 （施設終了まで）	◎	埋立容量あたりの単価が 49,000 円/m ³ であり、他の候補地と比べ最も優れる。	△	埋立容量あたりの単価が 59,000 円/m ³ で平均値（57,000 円/m ³ ）より若干劣る。	△	埋立容量あたりの単価が 63,000 円/m ³ であり、他の候補地と比べ最も劣る。
配点合計		15		8		8	

配点:◎2 点、○1 点、△0 点

6.8 次期最終処分場建設候補地選定結果

岐阜市一般廃棄物処理施設用地選定委員会にて、最も配点合計が高い候補地1である「出屋敷」を本市の次期最終処分場建設候補地として選定しました。

なお、配置計画図については、最終的な建設候補地を選定するために、一定の条件設定のもとで作成した一案であり、今後の地元協議や詳細設計において実際の形状等変更する可能性があります。



図6-26 次期最終処分場建設候補地位置図